

## 第3回 上越市地域福祉計画策定委員会 次第

日 時 令和4年11月11日（金）午後7時～  
会 場 上越市福祉交流プラザ 第1会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 第3次地域福祉計画体系（修正後）について 資料：No.1  
第3次地域福祉計画素案について 資料：No.2  
※第1章から第4章まで

(2) 意見交換

3 その他

次回会議日程について

4 閉 会

## 上越市地域福祉計画策定委員名簿

(委員区分・五十音順、敬称略)

選出区分		氏名	所属等
1	学識経験者	青木 茂	新潟医療福祉大学 社会福祉学部 教授
2		佐藤 将朗	上越教育大学 臨床・健康教育学系 准教授
3	福祉団体・福祉事業関係者	井部 佐恵子	上越市民生委員児童委員協議会連合会 副会長
4		滝澤 愛子	地域包括支援センター府中会 主任
5		吉崎 譲	社会福祉法人上越市社会福祉協議会 地域福祉課長
6		渡邊 長芳	上越地区保護司会 副会長
7	その他諸団体の関係者	北峰 恵祐	上越人権擁護委員協議会
8		古澤 悦雄	上越市町内会長連絡協議会 理事
9	医療関係者	佐藤 正孝	上越歯科医師会
10		羽尾 和久	上越医師会 理事
11	教育関係者	竹田 正子	上越市校長会 上越市立板倉小学校長
12	関係行政機関の職員	木宮 真	新潟県上越地域振興局健康福祉環境部 副部長
13		田中 勝	上越公共職業安定所 統括職業指導官
14	公募による市民	金子 光洋	市民
15		牧井 弥生	市民

任期：令和4年6月29日から令和5年3月31日

# 上越市第3次地域福祉計画の体系(案)

## 基本理念

誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現

## 基本目標

- 【基本目標1】一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します
- 【基本目標2】一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します
- 【基本目標3】一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します

## 基本施策

- (1) きめ細かい相談・支援体制の強化
- (2) 地域における見守り活動の充実
- (3) 健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進
- (4) 生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進
- (5) 権利擁護の推進
- (6) 再犯防止の推進
- (1) 個性や多様性を認め合う市民意識の向上
- (2) 地域福祉活動の促進
- (3) 地域における支え合う体制の充実・上越市版地域包括ケアシステムの**深化**
- (1) 個人に寄り添った福祉サービスの提供
- (2) 情報提供体制の充実と情報入手に係る支援
- (3) 安心して暮らせる環境の整備

## 基本施策 取組の方向性・概要(第2次)

- ①相談体制の強化  
②生活困窮者支援の充実  
③子どもの貧困対策  
④助けを求められることができる市民意識の向上  
⑤相談窓口の周知
- ①子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続  
②障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進
- ①健康づくり活動の推進  
②子どもの頃からの生活習慣病予防の取組の推進  
③自殺予防の取組の推進
- ①地域における居場所づくりの推進  
②高齢者の介護予防や生きがい・居場所づくりの推進  
③外出機会の確保  
④高齢者や障害のある人等の雇用機会の確保  
⑤高齢者や障害のある人等の就労支援
- ①権利擁護が必要な人への取組の推進  
②いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の発生予防と早期発見、早期対応
- ①地域の一人として認め合う市民意識の向上  
②人権意識の確立に向けた教育の推進
- ①民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援等  
②地域福祉活動における出番の創出  
③ボランティア・NPO等の活動支援
- ①地域における支え合い体制の充実  
②上越市版地域包括ケアシステムの構築
- ①個性を尊重した障害者福祉サービスの提供  
②高齢者福祉サービスの提供  
③母子保健事業の充実  
④子育て世帯への支援
- ①福祉サービスに関する情報提供体制の充実  
②情報の取得が困難な人への情報入手支援  
③「職員対応要領」に基づく適切な対応
- ①地域における生活基盤づくり  
②地域医療体制の充実

## 基本施策 取組の方向性・概要(第3次)

- ①相談体制の強化  
②生活困窮者支援の充実  
③子どものセーフティネットの強化  
④相談窓口の周知と市民の活用の啓発
- ①子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続  
②障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進
- ①生涯を通じた切れ目のない生活習慣病予防・介護予防の推進  
②自殺予防対策の促進
- ①高齢者の**介護予防**や生きがい・居場所づくりの推進  
②**外出機会の確保**  
③障害のある人の雇用促進・就労支援  
④障害のある人の地域における居場所づくりの推進
- ①成年後見制度の利用促進  
②子どもの権利の尊重と保障に関する施策の推進  
③いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の発生予防と早期発見、早期対応
- ①更生保護関係団体等との連携及び活動の支援  
②更生保護に関する取組の広報・啓発活動の推進
- ①地域の一人として認め合う市民意識の向上  
②人権意識の確立に向けた**啓発**・教育の推進
- ①民生委員・児童委員、主任児童委員への**活動の支援や委員の充足等**  
②地域福祉活動における出番の創出  
③ボランティア・NPO等の活動支援
- ①地域における支え合い体制の充実  
②上越市版地域包括ケアシステムの**深化**
- ①個性を尊重した障害者福祉サービスの提供  
②高齢者福祉サービスの提供  
③母子保健事業の充実  
④子育て世帯への支援
- ①福祉サービスに関する情報提供体制の充実  
②**コミュニケーションに困難を抱え情報の取得等が難しい人への支援**  
③「職員対応要領」に基づく適切な対応
- ①地域における生活基盤づくり  
②災害時における避難行動要支援者の支援体制の整備  
③地域医療体制の充実

# 第1章 策定に当たって・・・旧

## 1 計画策定の趣旨

当市は、上越市第6次総合計画に基づき、「誰もが生涯を通じてこころと体の健やかさを保てる環境の整った、安心して自分らしく暮らせるまちづくり」に向けた取組を進めてきました。

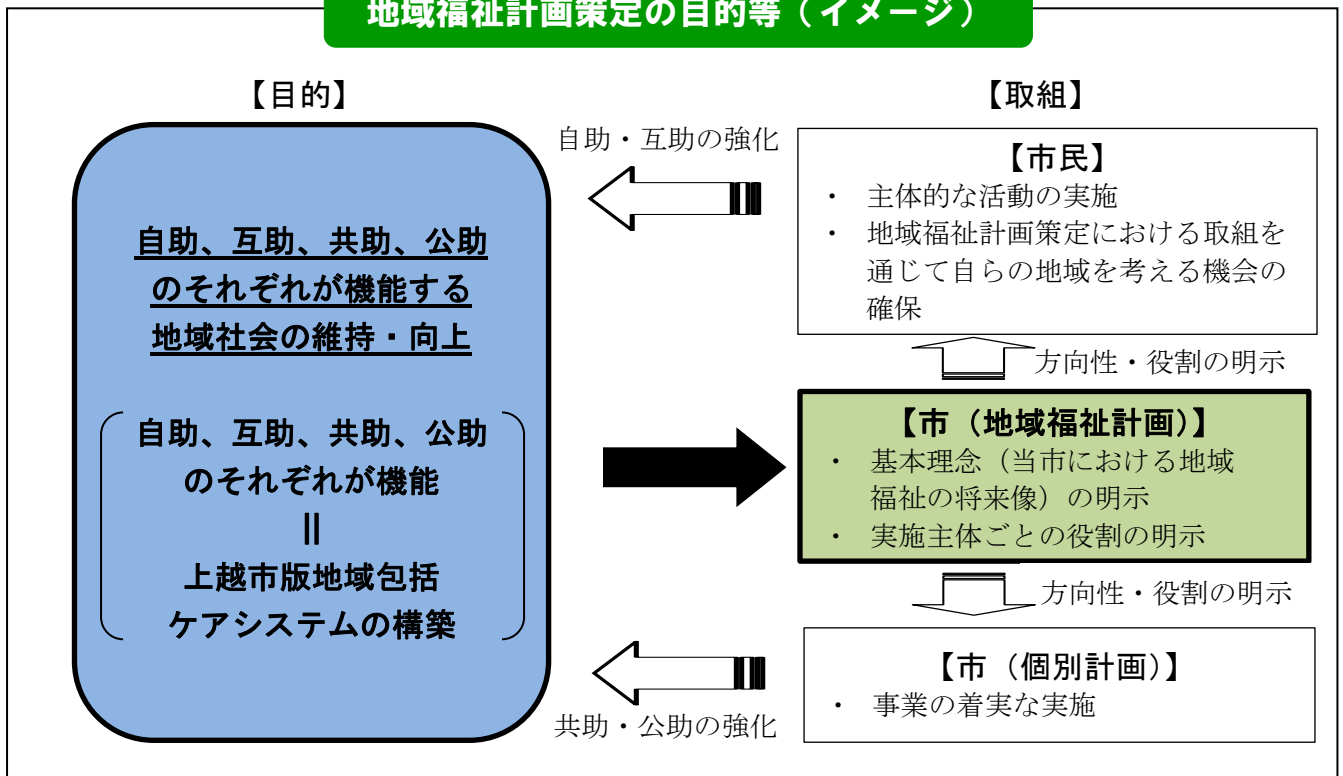
少子化と高齢化が急速に進展する今日、自分らしく暮らせるまちづくりを更に進めるために、「自助、互助、共助、公助」のそれぞれが機能する地域社会の維持・向上に取り組んでいくことが重要となっています。

こうした認識の下、市では、高齢者を対象に自助、共助、公助に加え、地域住民の皆さんの互助による地域支え合い体制による支援など、地域包括ケアシステムを推進しているところであり、今後この取組を更に拡充し、障害のある人や子ども、子育て中の人などにも対象を広げ、「上越市版地域包括ケアシステム」の構築を進めていくこととしています。

また、社会全体で支え合う取組を安定的に継続させていくためには、地域住民の皆さん等が自らの地域に思いを持ちながら、主体的に活動することも必要となってきます。

地域福祉計画は、地域においてこれらの主体的な活動が円滑に行われるよう、また、当市における地域福祉の将来像も明らかにしながら、策定するものです。

### 地域福祉計画策定の目的等（イメージ）



#### （本計画における「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の定義）

自助：自ら働いて、又は自らの年金収入等により、生活を支え、健康を維持すること

互助：近隣の助け合いやボランティア等

共助：社会保険のような制度化された相互扶助

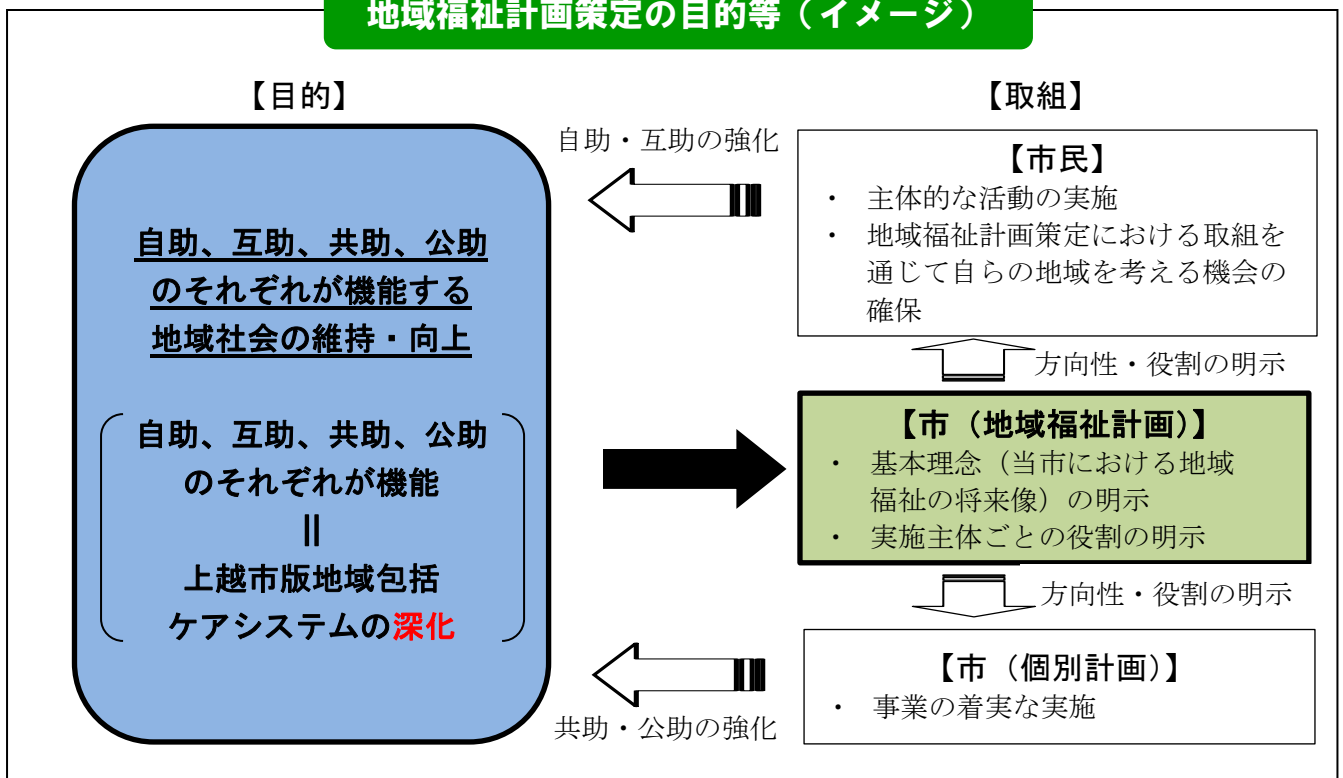
公助：自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等

# 第1章 策定に当たって・・・新

## 1 計画策定の趣旨

- 当市は「第7次総合計画」の将来都市像に「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」を掲げ、まちの多彩な魅力や人々の共助の精神を身近に感じる中で、誰もが自らの生き方、暮らし方、働き方に安心感や満足感を実感できるよう、市民の暮らしの質を着実に高めていくための様々な取組を推進しています。
- 人口減少と少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や自然災害の頻発化・激甚化、デジタル化の進展など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。
- このように目まぐるしく変化する社会情勢の中、将来都市像の実現にあたっては、行政等による「公助、共助」のみでは限界があり、市民や地域による「自助、互助」の取組が非常に重要となっています。
- 地域福祉計画は、行政における上越市版地域包括ケアシステムの**深化**をはじめとする取組や地域住民の皆様一人一人が地域の課題を我が事ととらえ、主体的に活動することをもって地域福祉の将来像を明らかにしながら第7次総合計画で掲げる「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」を目指すものです。

### 地域福祉計画策定の目的等（イメージ）



#### （本計画における「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の定義）

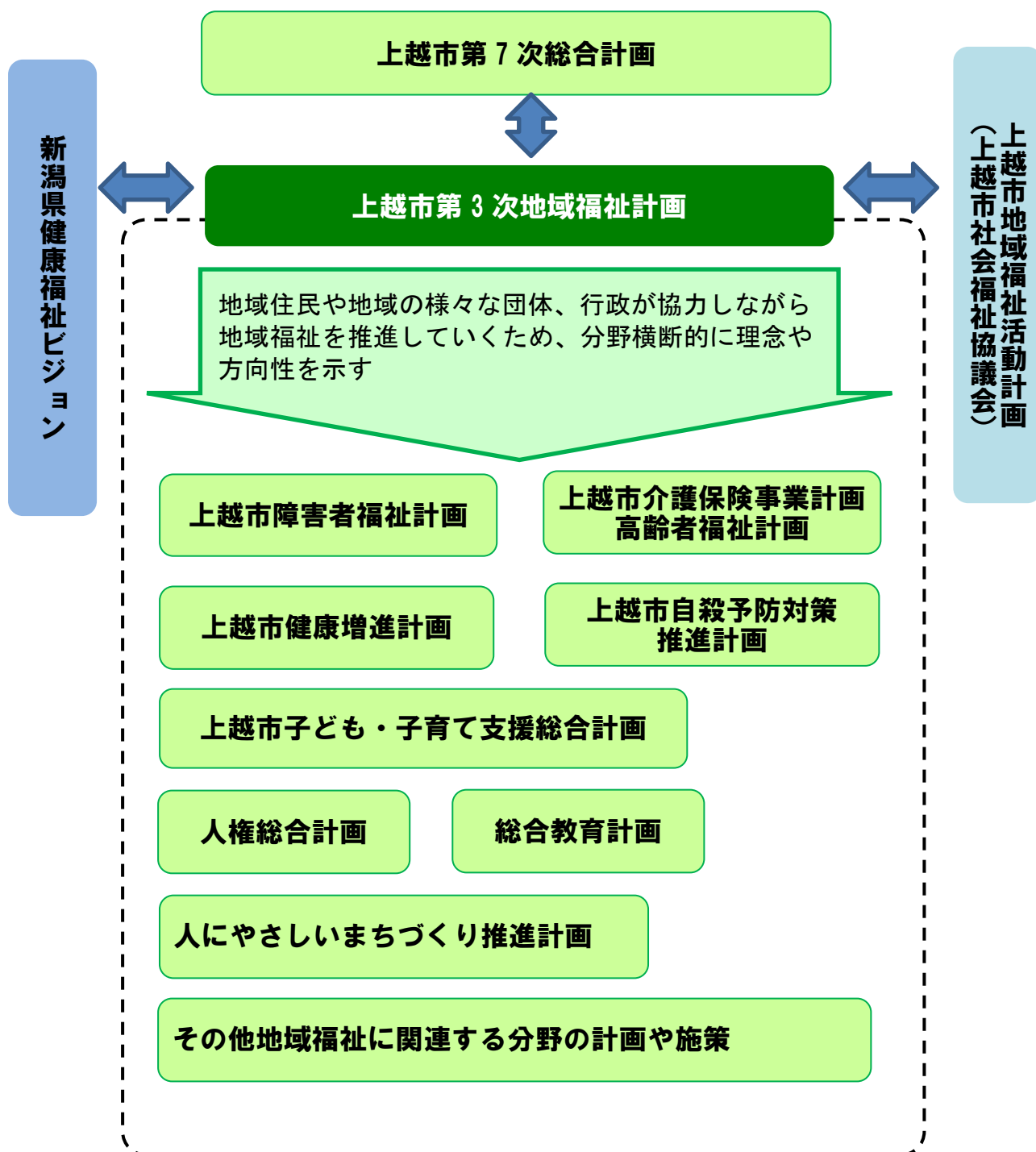
- 自助：自ら働いて、又は自らの年金収入等により、生活を支え、**健康維持のため健診を受けるなど自発的に自身の生活課題を解決すること**
- 互助：近隣の助け合いやボランティア等
- 共助：社会保険のような制度化された相互扶助
- 公助：自助・互助・共助では対応できない困窮等の状況に対し、所得や生活水準・家庭状況等の受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等



## 2 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が策定する市町村地域福祉計画です。市政運営の最上位計画である「上越市第 7 次総合計画」並びに「新潟県健康福祉ビジョン」、「上越市地域福祉活動計画」との整合を図りながら、「上越市健康増進計画」や「上越市障害者福祉計画」など、当市の健康福祉に関連する各種計画を包含するとともに、福祉関係施策を総合的に推進するための理念計画として位置付けるものです。

### 【各計画の関係性（イメージ）】



### 3 計画策定の経緯

当市は、平成 19 年 3 月に上越市地域福祉計画（対象期間：平成 19 年度から平成 23 年度まで）を策定する一方で、具体的な事業の推進を、それぞれ上越市健康増進計画や上越市障害者福祉計画などの個別計画に委ねてきたことから、これまで計画の改定は行わず、現在に至っています。

こうした中、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の一部が改正され、市町村においては、平成 30 年度から地域福祉計画の策定が努力義務化されました。

また、国は、「地域共生社会」の実現を提唱しており、市町村には地域住民や関係機関が積極的に関わり合うなど、地域における支え合い体制の強化が求められています。

このような背景を踏まえ、当市においては、健康福祉分野に関連する各種施策や計画を総合的に推進するため、分野横断的な検討を進めながら、上越市地域福祉計画を改めて策定することとしました。

なお、前回の計画策定から 12 年が経過する中で、社会情勢も大きく変化している状況を踏まえ、新たな上越市地域福祉計画は、今後の計画の管理を容易なものとするため、名称等を次のとおり整理した上で、新たに策定することとします。

策定年月	計画期間	名称
平成 19 年 3 月	平成 19 年度～平成 23 年度	上越市第 1 次地域福祉計画
—	平成 24 年度～平成 30 年度	各種個別計画
平成 31 年 3 月	平成 31 年度～平成 34 年度	上越市第 2 次地域福祉計画

#### （参考）地域共生社会とは

国では、『制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会』であると示しています。

### 4 計画策定の体制

本計画の策定に当たり、学識経験者、公募による市民、福祉団体・福祉事業関係者、医療関係者、その他諸団体の関係者、教育関係者、関係行政機関の職員で構成する「上越市地域福祉計画策定委員会」を設置し、議論を進めるとともに、市の関係部署と検討・調整を行いました。

### 5 計画期間

計画期間は、平成 31 年度から平成 34 年度までの 4 年間とし、平成 34 年度に次期計画策定のための見直しを行います。

なお、必要に応じて計画期間中であっても、見直しを行います。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
上越市総合計画	第5次総合計画 (平成19年度～平成26年度)								第6次総合計画 (平成27年度～平成34年度)							
地域福祉に関する計画等	第1次計画 (平成19年度～平成23年度)				各種個別計画(上越市健康増進計画等) (平成24年度～平成30年度)						第2次計画 (平成31年度～平成34年度)					



### 3 計画策定の体制

本計画の策定に当たり、学識経験者、公募による市民、福祉団体・福祉事業関係者、医療関係者、その他諸団体の関係者、教育関係者、関係行政機関の職員で構成する「上越市地域福祉計画策定委員会」を設置し、議論を進めるとともに、市の関係部署と検討・調整を行いました。

### 4 計画期間

計画期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とし、令和7年度に次期計画策定のための見直しを行います。

なお、必要に応じて計画期間中であっても、見直しを行います。

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
上越市総合計画	第5次総合計画 (平成19年度～平成26年度)			第6次総合計画 (平成27年度～平成34年度)								第7次総合計画 (令和5年度～令和12年度)			
地域福祉に関する計画等	各種個別計画(上越市健康増進計画等) (平成24年度～平成30年度)							第2次計画 (平成31年度～令和4年度)				第3次計画 (令和5年度～令和8年度)			

## 6 計画における実施主体ごとの主な役割等

地域福祉の主体となる地域住民や関係機関、行政がそれぞれの特徴を生かしながら役割を果たし、地域福祉の推進に連携して取り組んでいくことが重要になってきます。

### (1) 市

区分	主な役割
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉に関わる人材の確保・育成や福祉サービスの基盤整備を進めること。</li> <li>市民が困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に早期に適切な支援を行うこと。</li> <li>近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、市民意識の向上を図ること。</li> <li>地域住民の福祉に対するニーズや課題を的確に把握しながら、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域福祉活動の企画や実施に取り組むこと。</li> <li>地域福祉計画等に基づき、計画的な地域福祉の推進を図ること。</li> </ul>

### (2) 関係機関

区分	期待される主な役割
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの受け手としてだけでなく、自らが地域福祉等の担い手という意識を持ち、ボランティアや町内会活動などに積極的に参加すること。</li> <li>日頃からの近所付き合いなどを通じて、困りごとを抱えている人を発見し、必要に応じて民生委員・児童委員、主任児童委員や行政などにつなぐこと。</li> </ul>
住民組織・ボランティア組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における様々な活動を通じて、地域福祉の向上を図ること。</li> <li>福祉活動に興味のある人の受け皿となり、その活動を通じて地域社会に積極的に参画すること。</li> </ul>
町内会	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員、主任児童委員と連携しながら、住民と行政、関係機関のつなぎ役を担うこと。</li> <li>自主防災組織（町内会等）が協力し、災害発生時には避難行動要支援者の支援を行うこと。</li> </ul>
民生委員・児童委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の立場に立った相談・援助を通して地域福祉の推進を図ること。</li> <li>住民と行政、関係機関のつなぎ役として、住民のニーズや課題を把握し、行政に対して必要な提言を行うこと。</li> </ul>
学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>次代を担う子どもたちが福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり、支え合うという意識を育てることで、地域福祉活動に主体性を持って参画できる子どもを育む教育を推進すること。</li> </ul>
福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令を遵守し、地域ニーズの把握に努め、利用者の立場に立った福祉サービスを提供すること。</li> <li>専門技術や人的資源を生かし、福祉サービスの更なる質の向上を図ること。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域において、住民に密着した地域福祉活動を推進する中心団体として、福祉活動への住民参加を呼び掛けるとともに、関係機関と連携して地域の個性を生かしたまちづくりを推進すること。</li> <li>行政と連携を密にしながら、地域福祉活動計画に基づき、住民のニーズに応える質の高い福祉サービスを提供すること。</li> </ul>

## 5 計画における実施主体ごとの主な役割等

地域福祉の主体となる地域住民や関係機関、行政がそれぞれの特徴を生かしながら役割を果たし、地域福祉の推進に連携して取り組んでいくことが重要になってきます。

### (1) 市

区分	主な役割
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉に関わる人材の確保・育成や福祉サービスの基盤整備を進めること。</li> <li>市民が困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に早期に適切な支援を行うこと。</li> <li>近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、市民意識の向上を図ること。</li> <li>地域住民の福祉に対するニーズや課題を的確に把握しながら、関係機関と連携し、地域の実情に応じた地域福祉活動の企画や実施に取り組むこと。</li> <li>地域福祉計画等に基づき、計画的な地域福祉の推進を図ること。</li> </ul>

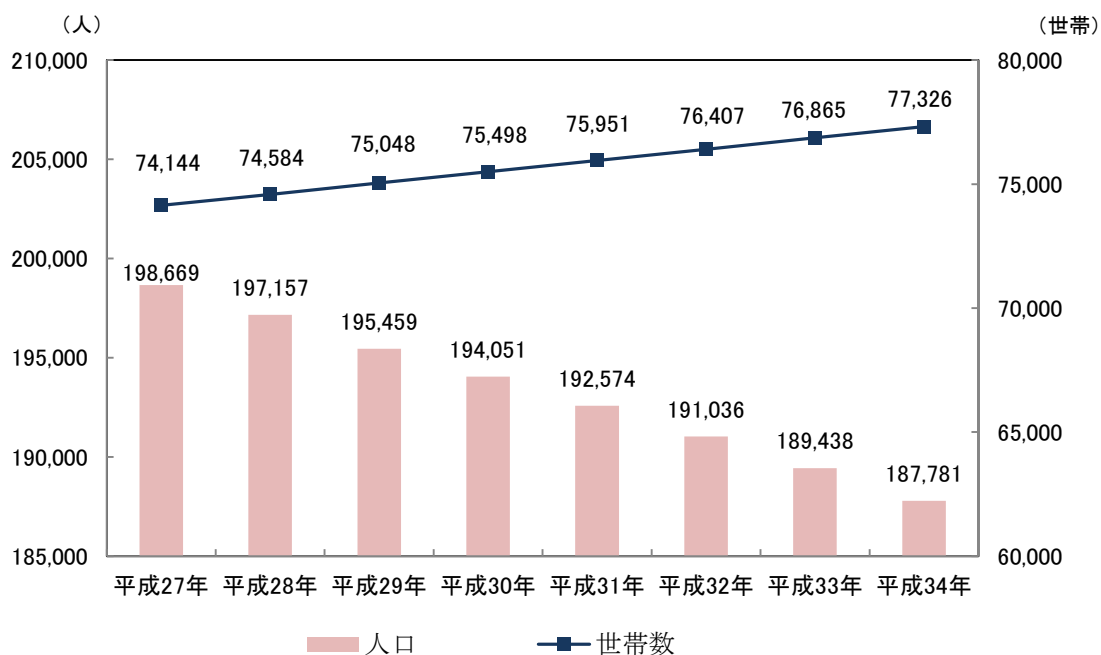
### (2) 関係機関

区分	期待される主な役割
地域住民	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの受け手としてだけでなく、自らが地域福祉等の担い手という意識を持ち、ボランティアや町内会活動などに積極的に参加すること。</li> <li>日頃からの近所付き合いなどを通じて、困りごとを抱えている人を発見し、必要に応じて民生委員・児童委員、主任児童委員や行政などにつなぐこと。</li> </ul>
住民組織・ボランティア組織等	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における様々な活動を通じて、地域福祉の向上を図ること。</li> <li>福祉活動に興味のある人の受け皿となり、その活動を通じて地域社会に積極的に参画すること。</li> </ul>
町内会	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員、主任児童委員と連携しながら、住民と行政、関係機関のつなぎ役を担うこと。</li> <li>自主防災組織（町内会等）が協力し、災害発生時には避難行動要支援者の支援を行うこと。</li> </ul>
民生委員・児童委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民の立場に立った相談・援助を通して地域福祉の推進を図ること。</li> <li>住民と行政、関係機関のつなぎ役として、住民のニーズや課題を把握し、行政に対して必要な提言を行うこと。</li> </ul>
学校等	<ul style="list-style-type: none"> <li>次代を担う子どもたちが福祉に触れる機会を増やし、他人を思いやり、支え合うという意識を育てることで、地域福祉活動に主体性を持って参画できる子どもを育む教育を推進すること。</li> </ul>
福祉事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係法令を遵守し、地域ニーズの把握に努め、利用者の立場に立った福祉サービスを提供すること。</li> <li>専門技術や人的資源を生かし、福祉サービスの更なる質の向上を図ること。</li> </ul>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域において、住民に密着した地域福祉活動を推進する中心団体として、福祉活動への住民参加を呼び掛けるとともに、関係機関と連携して地域の個性を生かしたまちづくりを推進すること。</li> <li>行政と連携を密にしながら、地域福祉活動計画に基づき、住民のニーズに応える質の高い福祉サービスを提供すること。</li> </ul>

## 第2章 上越市の状況

### 1 人口・世帯数の推移と推計

- 当市の人口は、長期的に減少傾向が続いており、本計画が終了する平成34年には、約18万7千人となる見込みです。
- 当市全体の世帯数は、核家族化など家族の在り方の変化に伴い、増加傾向が続いており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。



区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年
人口	198,669	197,157	195,459	194,051	192,574	191,036	189,438	187,781
世帯数	74,144	74,584	75,048	75,498	75,951	76,407	76,865	77,326

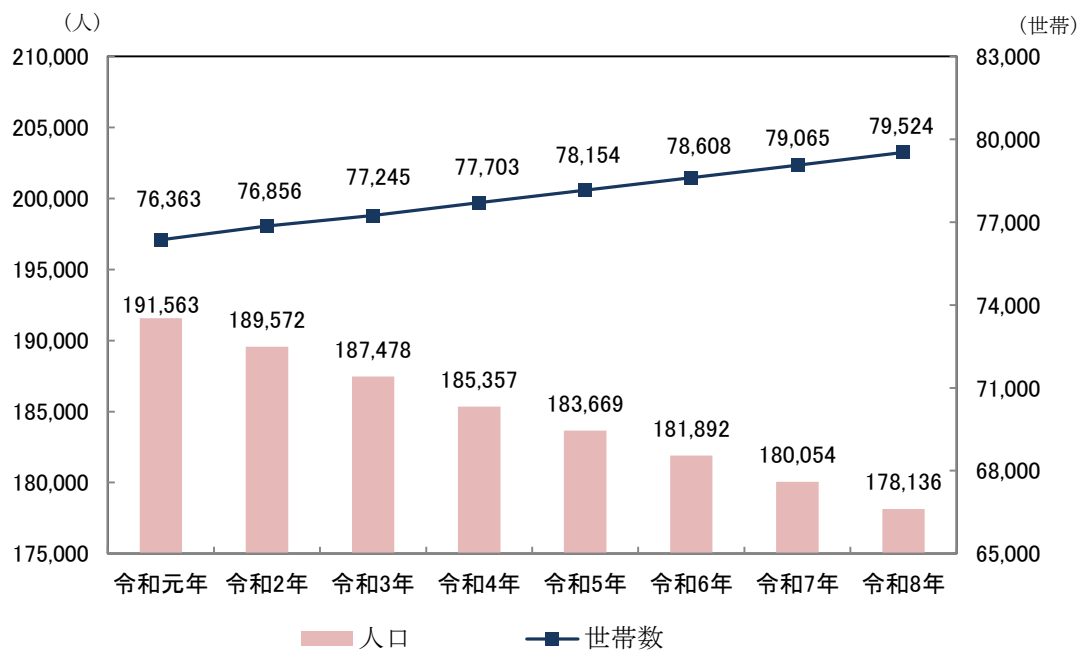
※平成27年～平成29年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

※平成30年以降は、人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計。世帯数については、平成27年～平成29年の増加率を前年度の数値に乗じて推計（四捨五入）

## 第2章 上越市の状況

### 1 人口・世帯数の推移と推計

- 当市の人口は、長期的に減少傾向が続いており、本計画が終了する令和8年には、約17万7千人となる見込みです。
- 当市全体の世帯数は、核家族化など家族の在り方の変化に伴い、増加傾向が続いており、今後もこの傾向は続くものと予想されます。



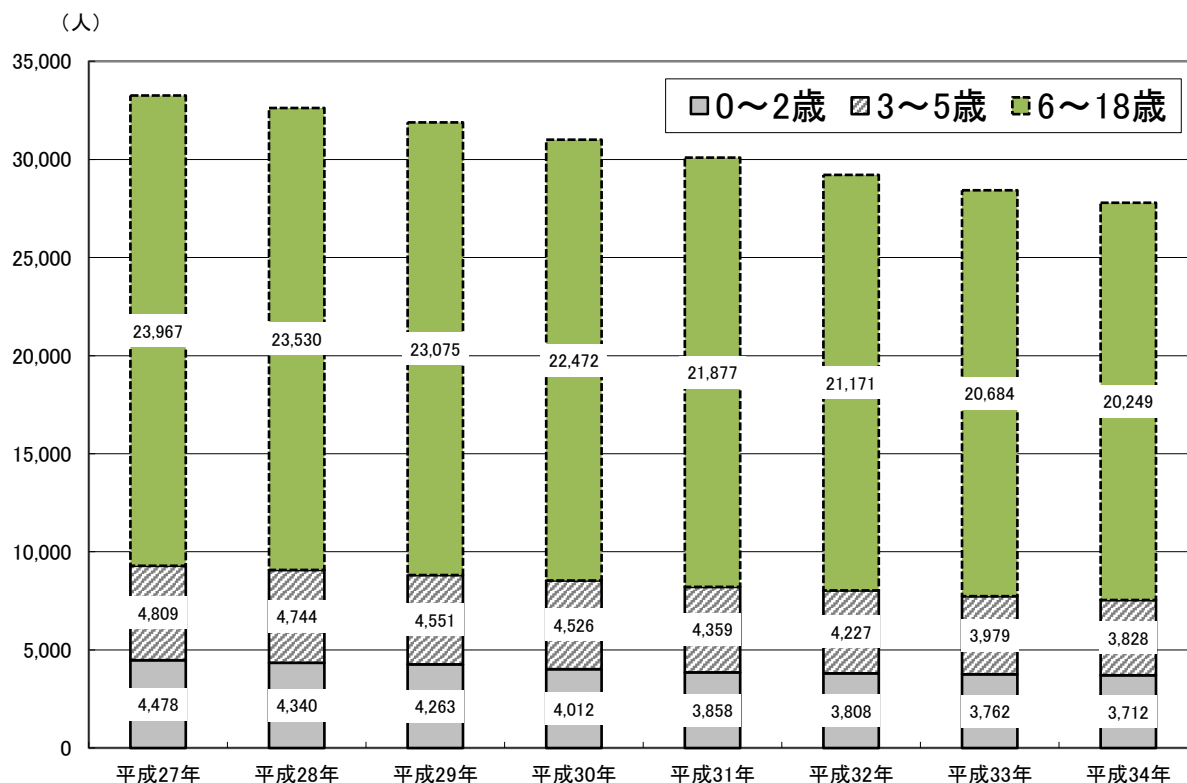
区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
人口	191,563	189,572	187,478	185,357	183,669	181,892	180,054	178,136
世帯数	76,363	76,856	77,245	77,703	78,154	78,608	79,065	79,524

※令和元年～令和4年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

※令和5年以降は、人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計。世帯数については、令和2年～令和4年の増加率を前年度の数値に乗じて推計（四捨五入）

## 2 児童数の推移と推計

- 当市においては少子化が進展しており、0～2歳、3～5歳、6～18歳のいずれの児童人口においても、年々減少傾向にあります。今後もこの傾向は続くものと見込んでいます。



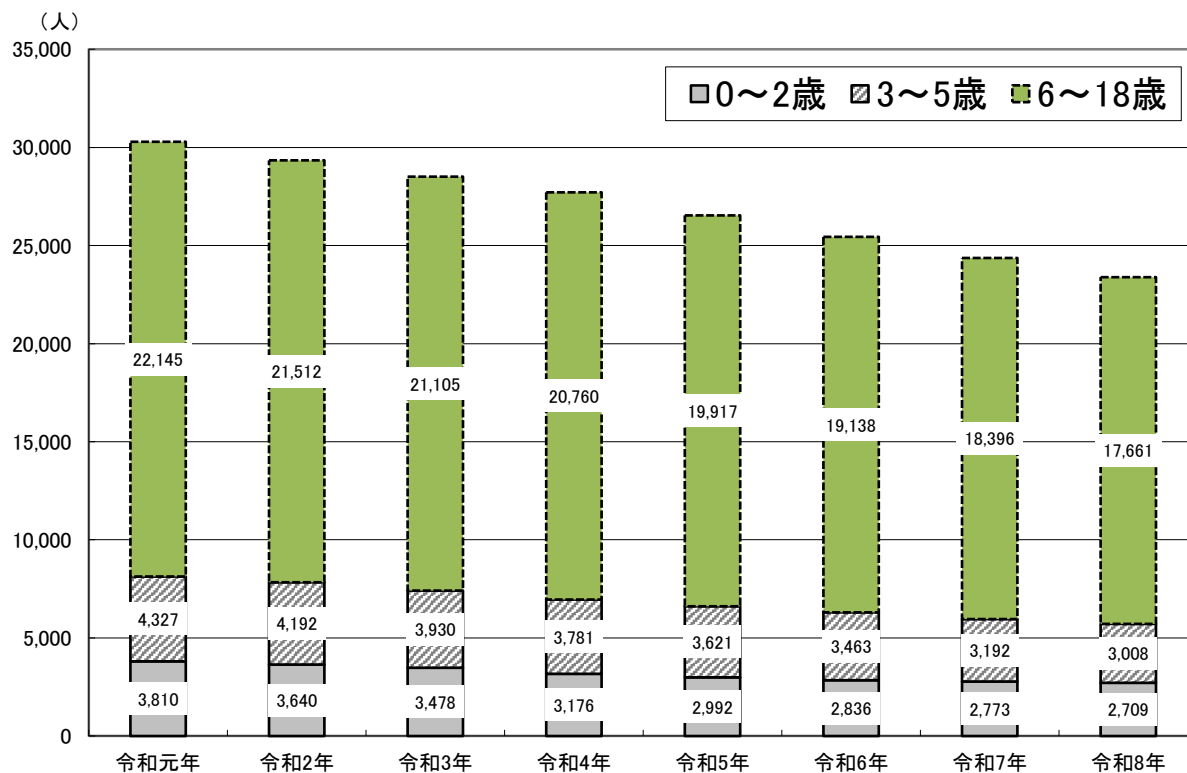
区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	
児童人口 (0歳～18歳)	33,254	32,614	31,889	31,010	30,094	29,206	28,425	27,789	
前年比較増減		△ 594	△ 640	△ 725	△ 879	△ 916	△ 888	△ 781	△ 636
内訳	0歳～2歳	4,478	4,340	4,263	4,012	3,858	3,808	3,762	3,712
	3歳～5歳	4,809	4,744	4,551	4,526	4,359	4,227	3,979	3,828
	6歳～18歳	23,967	23,530	23,075	22,472	21,877	21,171	20,684	20,249

※平成27年～平成29年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

※平成30年以降は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計

## 2 児童数の推移と推計

- 当市においては少子化が進展しており、0～2歳、3～5歳、6～18歳のいずれの児童人口においても、年々減少傾向にあります。今後もこの傾向は続くものと見込んでいます。



区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	
児童人口 (0歳～18歳)	30,282	29,344	28,513	27,717	26,530	25,437	24,361	23,378	
前年比較増減		△ 768	△ 938	△ 831	△ 796	△ 1,187	△ 1,093	△ 1,076	△ 983
内訳	0歳～2歳	3,810	3,640	3,478	3,176	2,992	2,836	2,773	2,709
	3歳～5歳	4,327	4,192	3,930	3,781	3,621	3,463	3,192	3,008
	6歳～18歳	22,145	21,512	21,105	20,760	19,917	19,138	18,396	17,661

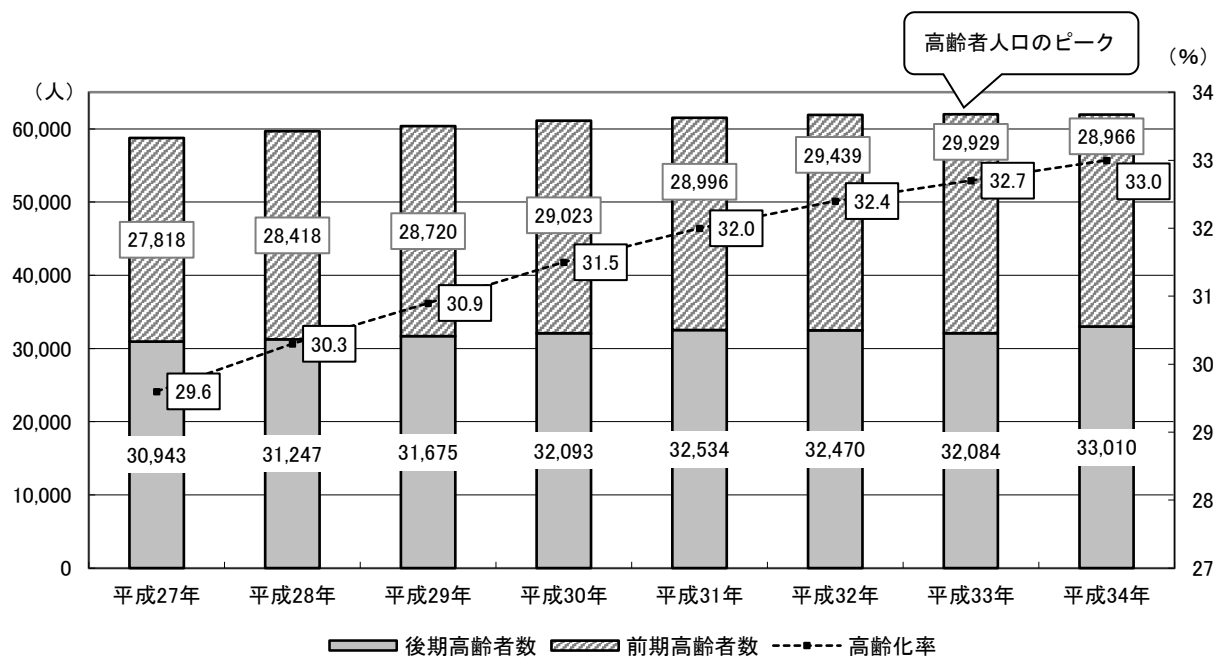
※令和元年～令和4年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

※令和5年以降は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計

### 3 高齢者人口等の推移と推計

#### (1) 高齢者人口の推移と推計

- 65 歳以上の高齢者人口については、団塊の世代が 65 歳に到達する平成 28 年までは急速に増加していましたが、平成 30 年以降は緩やかに増加し、平成 34 年前後からは減少に転じると見込んでいます。
- 高齢化率は年々増加傾向にあり、今後も緩やかに進行するものと見込んでいます。



区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年
総人口	198,669	197,157	195,459	194,051	192,574	191,036	189,438	187,781
高齢者人口	58,761	59,665	60,395	61,116	61,530	61,909	62,013	61,976
前期高齢者 (65~74歳)	27,818	28,418	28,720	29,023	28,996	29,439	29,929	28,966
前年比較増減	△ 888	600	302	303	△ 27	443	490	△ 963
後期高齢者 (75歳以上)	30,943	31,247	31,675	32,093	32,534	32,470	32,084	33,010
前年比較増減	△ 329	304	428	418	441	△ 64	△ 386	926

※平成 27 年～平成 29 年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値 (各年 10 月 1 日現在)

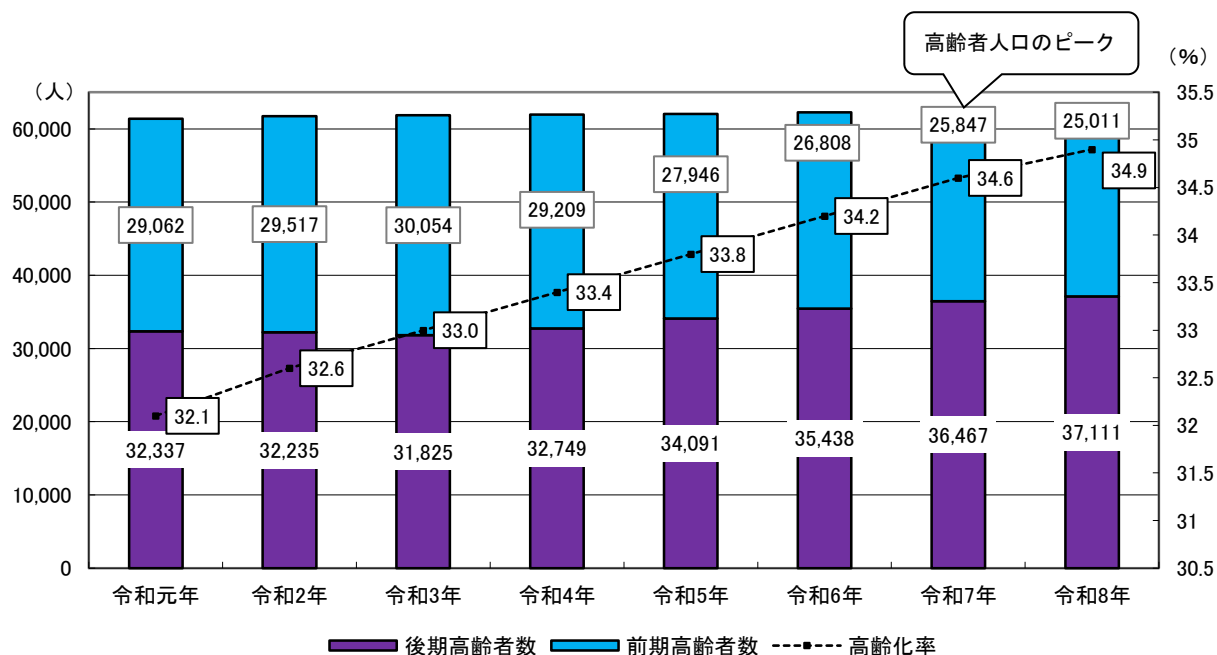
※平成 30 年以降は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に基づいて推計



### 3 高齢者人口等の推移と推計

#### (1) 高齢者人口の推移と推計

- 65歳以上の高齢者人口については、令和7年をピークに緩やかに減少するものと見込んでおりますが、75歳以上の後期高齢者人口については増加が続きます。
- 高齢化率は年々増加傾向にあり、今後も緩やかに進行するものと見込んでいます。



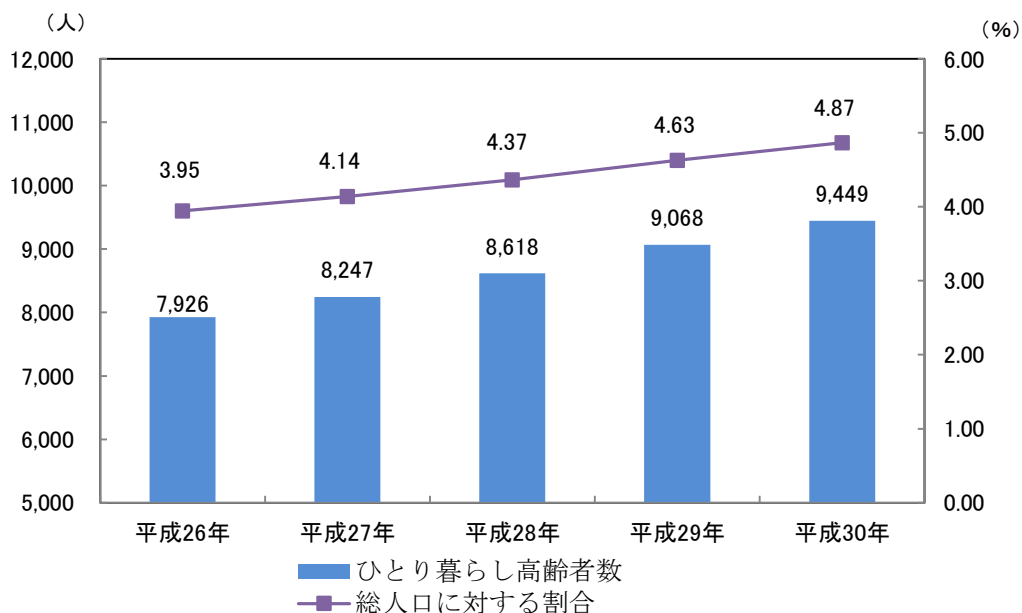
区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
総人口	191,563	189,572	187,478	185,357	183,669	181,892	180,054	178,136
高齢者人口	61,399	61,752	61,879	61,958	62,037	62,246	62,314	62,122
前期高齢者(65～74歳)	29,062	29,517	30,054	29,209	27,946	26,808	25,847	25,011
前年比較増減	29,062	455	537	△ 845	△ 1,263	△ 1,138	△ 961	△ 836
後期高齢者(75歳以上)	32,337	32,235	31,825	32,749	34,091	35,438	36,467	37,111
前年比較増減	32,337	△ 102	△ 410	924	1,342	1,347	1,029	644

※令和元年～令和4年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

※令和5年以降は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計

## (2) ひとり暮らし高齢者数の推移

- 過去5年間を比較してみると、ひとり暮らし高齢者数は、年々増加傾向にあり、核家族化や少子高齢化などの事象も影響し、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

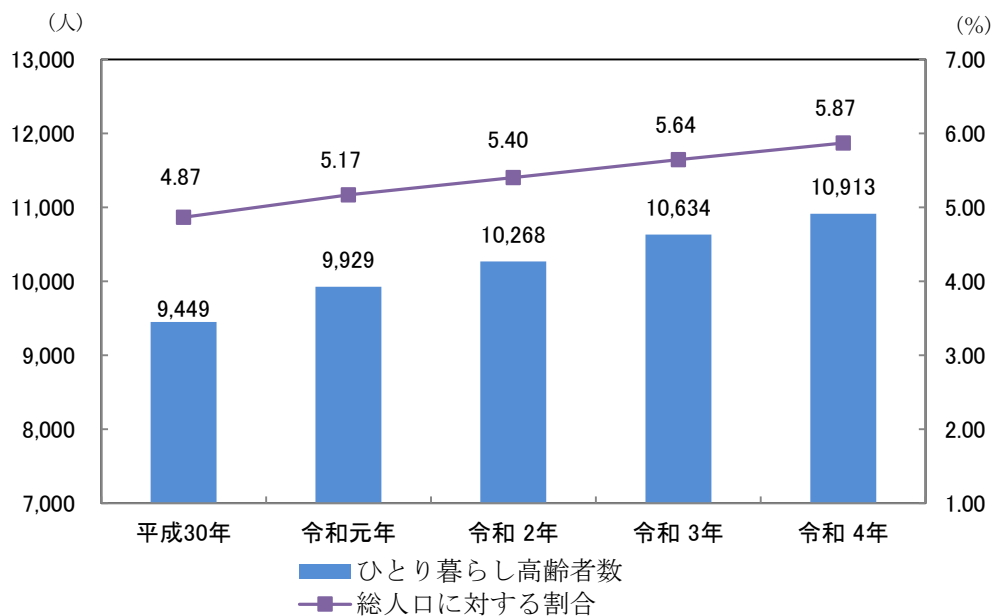


区分	ひとり暮らし 高齢者数 (人)	総人口 (人)	総人口に 対する割合 (%)
平成 26 年	7,926	200,785	3.95
平成 27 年	8,247	199,079	4.14
平成 28 年	8,618	197,380	4.37
平成 29 年	9,068	195,880	4.63
平成 30 年	9,449	194,132	4.87

※各年 4 月 1 日現在

## (2) ひとり暮らし高齢者数の推移

- 過去5年間を比較してみると、ひとり暮らし高齢者数は、年々増加傾向にあり、核家族化や少子高齢化などの事象も影響し、今後もこの傾向は続くものと予想されます。

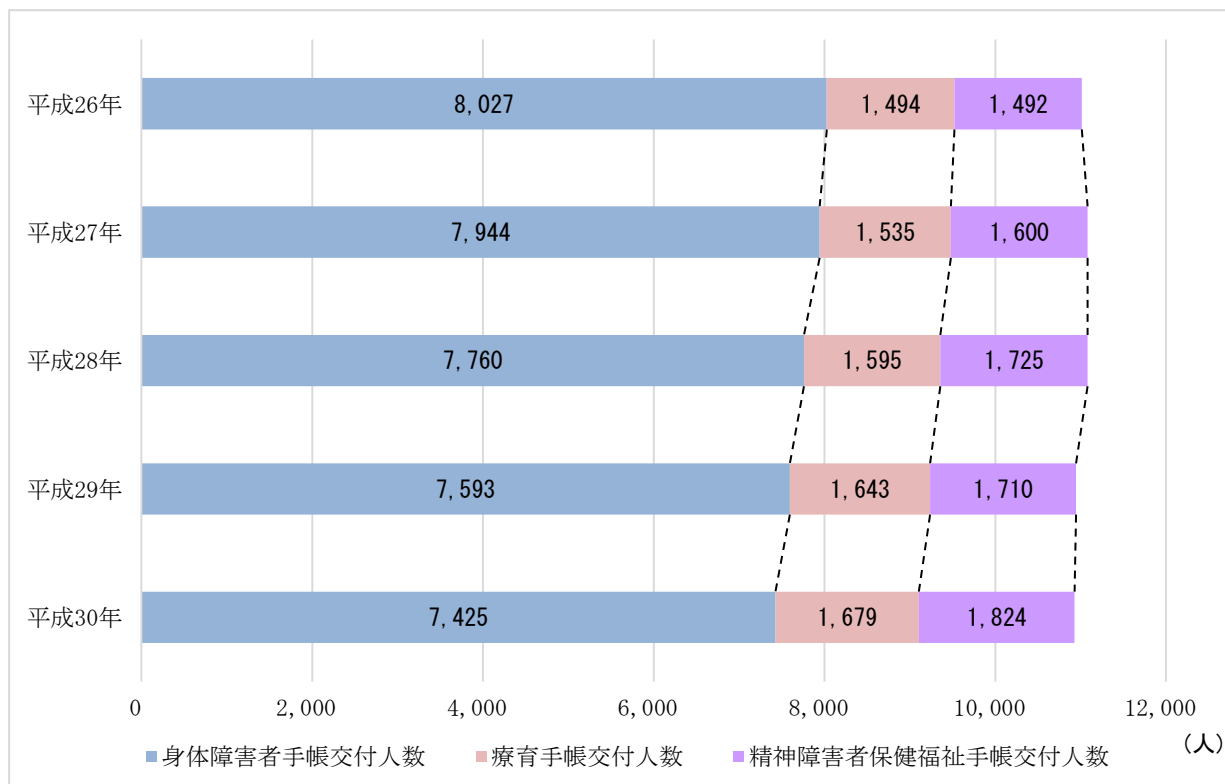


区分	ひとり暮らし 高齢者数 (人)	総人口 (人)	総人口に 対する割合 (%)
平成 30 年	9,449	194,132	4.87
令和 元年	9,929	192,068	5.17
令和 2 年	10,268	190,042	5.40
令和 3 年	10,634	188,382	5.64
令和 4 年	10,913	185,892	5.87

※各年4月1日現在

#### 4 障害のある人の状況

- 過去5年間を比較してみると、当市の障害者手帳の所持者は、全体で見た場合、大きな変動はありませんが、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。



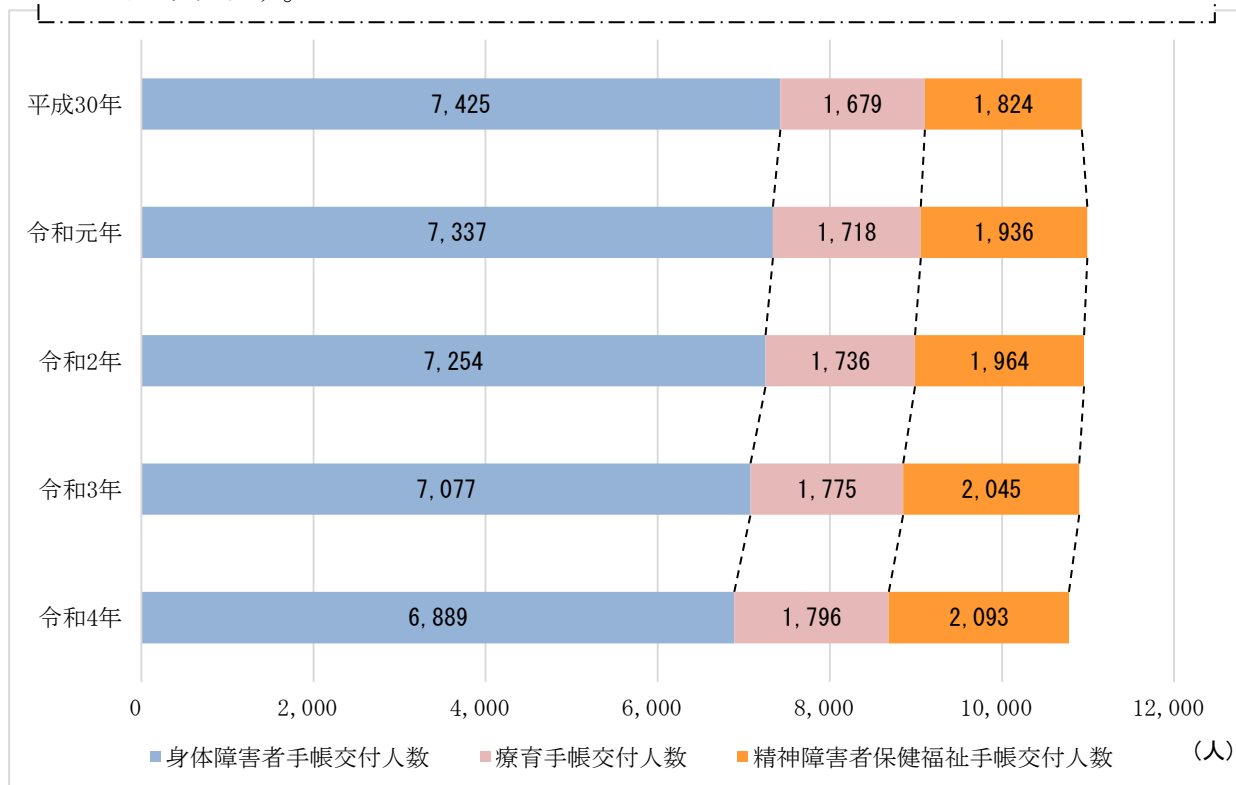
(単位：人)

区分	身体障害者手帳交付人数	療育手帳交付人数	精神障害者保健福祉手帳交付人数	合計
平成26年	8,027	1,494	1,492	11,013
平成27年	7,944	1,535	1,600	11,079
平成28年	7,760	1,595	1,725	11,080
平成29年	7,593	1,643	1,710	10,946
平成30年	7,425	1,679	1,824	10,928

※各年4月1日現在

#### 4 障害のある人の状況

- 過去5年間を比較してみると、当市の障害者手帳の所持者は、全体で見た場合、緩やかに減少しています。個別に見た場合、身体障害者手帳の所持者が減少傾向にあり、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。



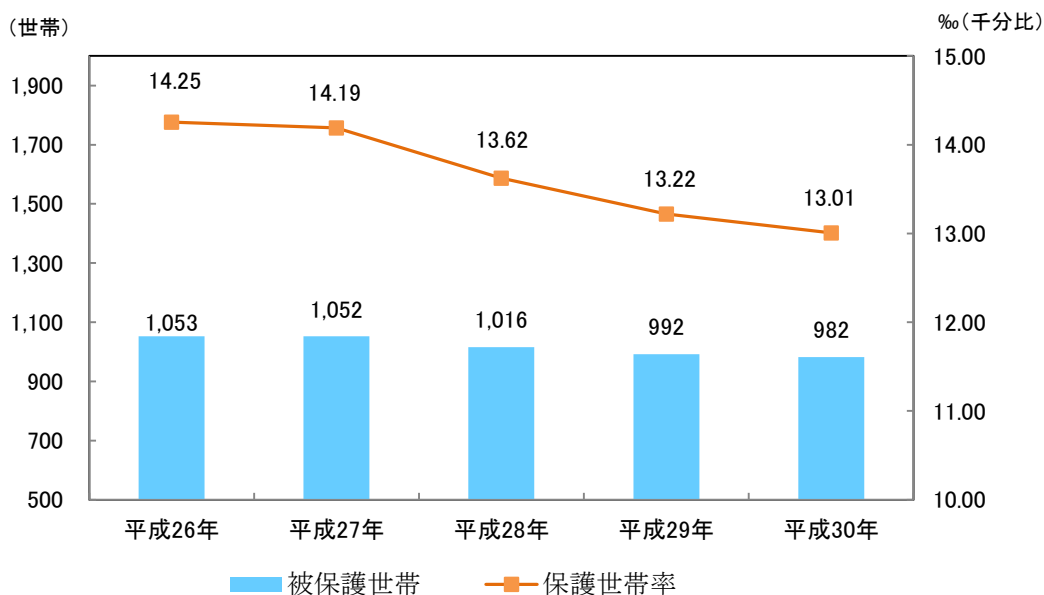
(単位：人)

区分	身体障害者手帳交付人数	療育手帳交付人数	精神障害者保健福祉手帳交付人数	合計
平成30年	7,425	1,679	1,824	10,928
令和元年	7,337	1,718	1,936	10,991
令和2年	7,254	1,736	1,964	10,954
令和3年	7,077	1,775	2,045	10,897
令和4年	6,889	1,796	2,093	10,778

※各年4月1日現在

## 5 生活保護の状況

- 過去5年間を比較してみると、当市の被保護世帯数及び被保護人員ともに、減少傾向にあります。
- また、保護世帯率は、被保護世帯数の減少及び総世帯数の増加に伴い、減少しています。



区分	被保護世帯		被保護人員		総世帯数 (世帯)	総人口 (人)
	世帯数	世帯保護率 (%)	人員	保護率 (%)		
平成26年	1,053	14.25	1,394	6.96	73,871	200,377
平成27年	1,052	14.19	1,360	6.85	74,144	198,669
平成28年	1,016	13.62	1,294	6.56	74,584	197,157
平成29年	992	13.22	1,266	6.48	75,048	195,459
平成30年	982	13.01	1,248	6.43	75,498	194,051

※数値は各年9月の実績数値。%は千分比

※総世帯数と総人口

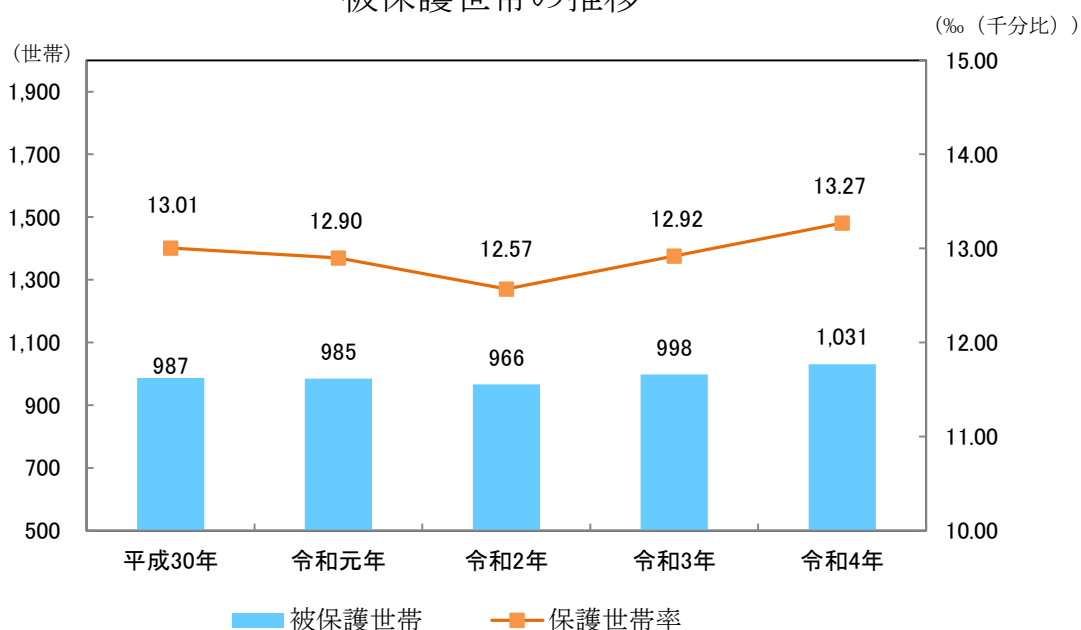
平成27年～平成29年は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

平成30年は、人口については、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口の計算方法に準じて推計。世帯数については、平成27年～平成29年の増加率を前年度の数値に乗じて推計（四捨五入）

## 5 生活保護の状況

- 過去5年間を比較してみると、当市の被保護世帯数及び被保護人員は令和2年に微減したものの、その後は増加傾向にあります。
- また、保護世帯率は、当市の総世帯数が増加しているものの、上昇しています。

被保護世帯の推移



区分	被保護世帯		被保護人員		総世帯数 (世帯)	総人口 (人)
	世帯数	保護世帯率 (‰)	人員	保護率 (‰)		
平成30年	987	13.01	1,262	6.52	75,893	193,517
令和元年	985	12.90	1,282	6.69	76,363	191,563
令和2年	966	12.57	1,246	6.57	76,856	189,572
令和3年	998	12.92	1,285	6.85	77,245	187,478
令和4年	1,031	13.27	1,273	6.87	77,703	185,357

※数値は各年9月の実績数値。‰は千分比

※総世帯数と総人口は外国人住民を含む住民基本台帳の数値（各年10月1日現在）

## 6 相談機関における対応事例

相談機関における相談対応を通じ、人口減少と少子高齢化の進行、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題を抱える世帯の顕在化が認められます。

中には、地域での見守り活動から適切な支援につながった事例もあり、今後も地域の皆さんと連携していくことが重要と考えます。

事例	世帯構成・主な生活課題	地域での支援者	主な支援の内容
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>単身の低所得世帯</li> <li>年金収入はあるものの適切な管理ができず、度々ライフラインが停止</li> <li>日頃の金銭管理の支援が必要なケース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいランチ配達員</li> <li>近隣住民</li> <li>地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ふれあいランチ配達員による日頃の見守りのほか、市が地域包括支援センターと連携を図りながら、金銭管理のアドバイスをを行っている。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>曾祖母、祖父、父、子の4人世帯</li> <li>介護や医療、登校渋りなどの課題があり、家庭内は常に不安定でトラブルが続いていたケース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター</li> <li>病院</li> <li>小学校</li> <li>町内会長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センターなどが見守りを続けながら、根気強く外部支援の利用を促し続けた結果、曾祖母の介護サービス利用など、適切な支援につながった。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子世帯</li> <li>子に対しての暴言などの心理的虐待あり</li> <li>母の疾病に起因して不安定な生活が続いていたケース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員</li> <li>保育園</li> <li>病院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日頃から母を気にかけていた民生委員・児童委員が母の相談を親身になって聴き取り、その後、市へつなぎ、関係機関と連絡調整を行った結果、母の必要な医療受診と福祉サービス（家事支援）の利用につながった。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>単身世帯</li> <li>脳疾患により障害が残り、就労不可の状態に陥る。</li> <li>障害者年金受給までの間、最低生活を維持できない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジャー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケアマネジャーがコーディネートし、本人の状況に沿った介護サービスを提供。</li> <li>本人の最低生活の維持を心配したケアマネジャーが福祉課に相談し、生活保護の申請に至る。</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者夫婦と子2人(60代と50代)の4人世帯</li> <li>子2人は自動車運転免許がなく、未就労の期間が長い状態が続いている。</li> <li>父の入院をきっかけに家計を維持できなくなったケース</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括支援センター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入院先の相談員が本人の承諾を得て、地域包括支援センターに連絡。</li> <li>地域包括支援センターの介入により、生活保護の申請に至った。生活保護を通じ、夫婦の医療の継続などを行うとともに、未就労の期間が長い子に対しては、就労に向けた支援を行っている。</li> </ul>



## 6 相談機関における対応事例

相談機関における相談対応を通じ、人口減少と少子高齢化の進行、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題を抱える世帯の顕在化が認められます。

中には、地域での見守り活動から適切な支援につながった事例もあり、今後も地域の皆さんと連携していくことが重要と考えます。

事例	世帯構成・主な生活課題	地域での支援者	主な支援の内容
1	・	・	・
2	・	・	・
3	・	・	・
4	・	・	・
5	・	・	・

### 第3章 基本理念と基本施策の体系・・・旧

#### 1 基本理念（当市における地域福祉の将来像）

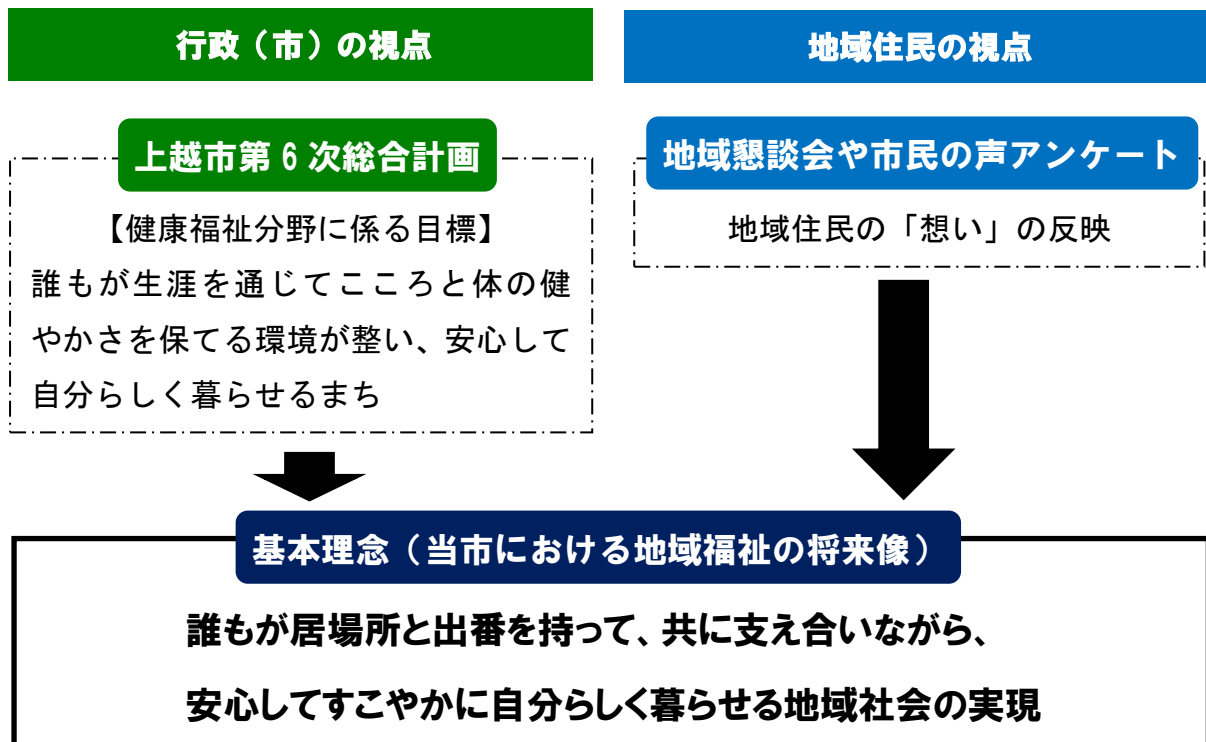
上越市第6次総合計画の健康福祉分野においては、「誰もが生涯を通じてころと体の健やかさを保てる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を目標として掲げ、取組を進めます。

しかしながら、人口減少と少子高齢化の進行、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題や悩みを抱えた個人や家庭が社会から孤立してしまうことが懸念されています。

このような孤立を防ぎ、誰もが自分の居場所と出番を持てるような地域社会を築いていくためには、行政が地域住民等と連携しながら地域福祉の推進に取り組んでいくことがますます重要になってきます。

こうした状況を踏まえ、基本理念については、上越市第6次総合計画の健康福祉分野における目標と整合を図るとともに、更にこれを発展させ、また、地域住民の想いを反映させることとし、当市における地域福祉の将来像を重ねながら、「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」としました。

#### 【基本理念のイメージ】



#### （「出番」の意味）

地域全体で支え合う取組を安定的に継続させていくためには、行政や福祉関係事業所による支援はもとより、地域における住民同士の支え合い体制の強化など、住民の皆さんの主体的な参加による地域福祉を推進していくことが必要となってきます。

このため、本計画においては、地域住民の皆さんが地域福祉の向上のために主体的に行動している状態を「出番」と表現します。

### 第3章 基本理念と基本施策の体系・・・新

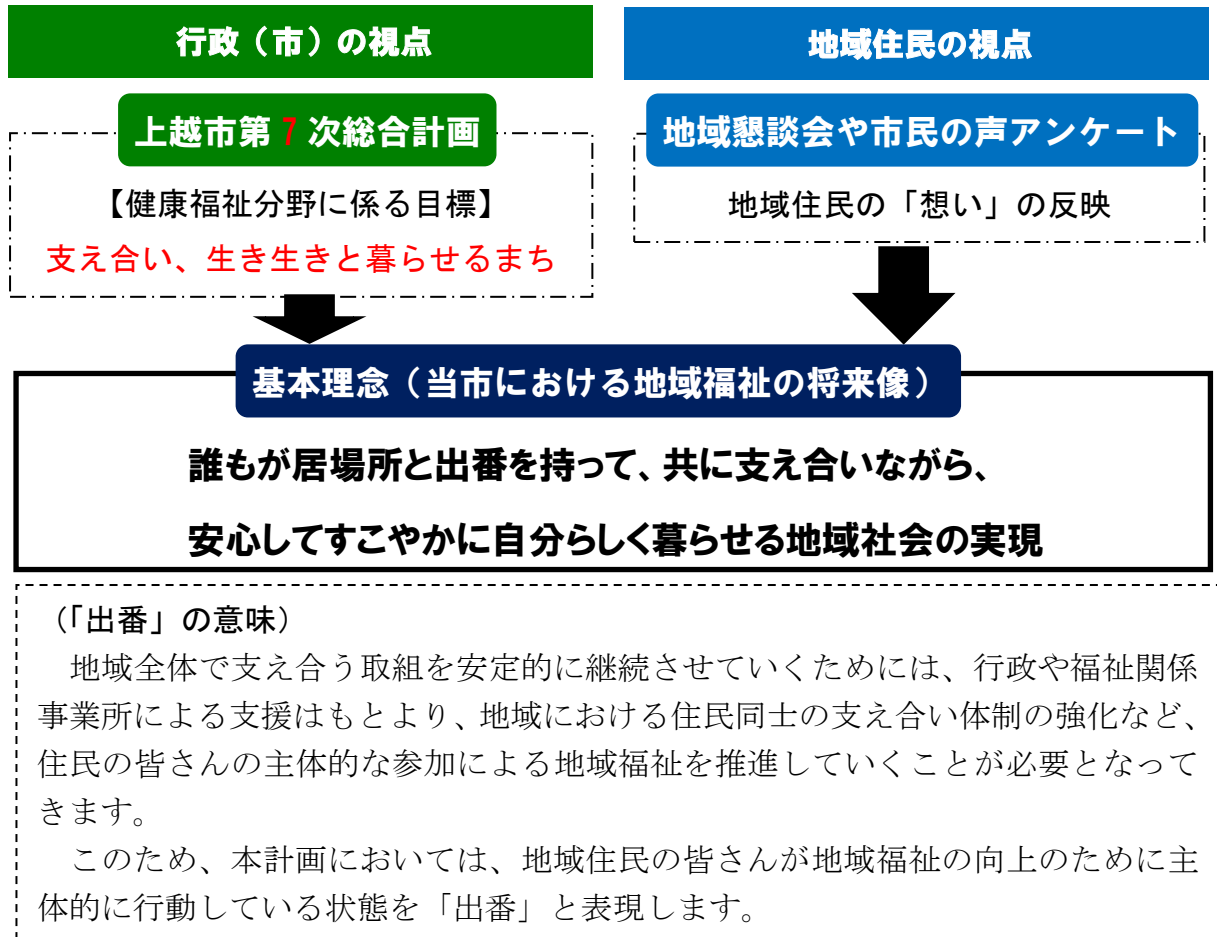
#### 1 基本理念（当市における地域福祉の将来像）

上越市第7次総合計画の健康福祉分野においては、地域社会における支え合いや助け合いによって、暮らしの安心感を高めるとともに、年齢や障害等の有無に関わらず、誰一人社会から孤立することなく、住み慣れた地域で心身ともに健康で、自分らしく生きがいを持って暮らすことができるまちづくりを目指し、「支え合い、生き生きと暮らせるまち」を目標として掲げ、取組を進めます。

第2次地域福祉計画においては、「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに暮らせる地域社会の実現」を基本理念に掲げ、その実現に向けた取組として、上越市版地域包括ケアシステムの構築を進め、市内11か所に地域包括支援センターを設置し、高齢者をはじめ、障害のある人や生活困窮・ひきこもりの状態にある人など問題を抱える方の地域における身近な相談窓口を整備しました。今後は相談窓口体制を定着させ、関係機関が連携しながら支援にあたる重層的な支援体制の構築を進め、上越市版地域包括ケアシステムの深化を図っていく必要があります。

こうした状況を踏まえ、基本理念については、第2次地域福祉計画の理念を踏襲することとし、上越市第7次総合計画の健康福祉分野における目標と整合を図るとともに、各種施策の実施にあたっては、地域懇談会や市民の声アンケートで寄せられた地域住民の想いを反映させていくこととしました。

#### 【基本理念のイメージ】



## 2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を設定します。

### 【基本目標 1】

**一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します**

人口減少や少子高齢化、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題を抱える人が増えてきており、悩みや問題を抱えた個人や家庭が社会から孤立してしまうことが懸念されます。

自ら声をあげられない人や困りごとを抱えている人の悩みに気づき、支援につなげていくための体制づくりや取組を充実させ、社会から孤立することがなく安心して暮らせる地域を目指すほか、誰もが身近な地域で、すこやかに自分らしく暮らせるよう、地域とのつながりを築くことができるイベントへの参加や健康づくりの推進に向けた自発的な取組などを促進します。

### 【基本目標 2】

**一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します**

地域においては、見守り・安否確認や買い物等といった新たな日常生活の困りごと等が発生してきています。これらの困りごと等に気づき、解決につなげていくためには、日頃からご近所付き合いを行っている地域の皆さんとの連携が特に必要になってきます。

また、社会全体で支え合う取組を安定的に継続していくためには、住民一人ひとりが自らの地域に想いや関心を持ちながら、主体的に活動することが重要となってきます。例えば、元気な高齢者の皆さんから、支援が必要な人の居場所づくりの担い手として活動していただくなど、地域における一人ひとりの出番を創出し、日常生活を送る中で、住民同士が支え合う関係を築けるようなまちづくりを目指します。

### 【基本目標 3】

**一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します**

個人の状況に応じた効果的かつ温かみのある福祉サービスを展開していくことにより、市民一人ひとりが安心してすこやかに暮らしていくための基盤を整えていきます。

また、災害時等の緊急時においても、安心した生活が送れるよう、拠点整備や受入れ体制づくりを推進していきます。

## 2 基本目標

基本理念を実現するため、以下の3つの基本目標を設定します。

### 【基本目標 1】

一人ひとりの想いを受け止め、社会からの孤立を防ぐための体制を強化します

人口減少や少子高齢化、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題を抱える人が増えてきており、悩みや問題を抱えた個人や家庭が社会から孤立してしまうことが懸念されます。

市では自ら声をあげられない人や困りごとを抱えている人の悩みに気づき、支援につなげていくために地域の相談窓口として設置した地域包括支援センターの取組を深化させ、社会から孤立することがなく安心して暮らせる地域を目指すほか、誰もが身近な地域で、すこやかに自分らしく暮らせるよう、地域とのつながりを築くことができるイベントへの参加や健康づくりの推進に向けた自発的な取組などを促進します。

### 【基本目標 2】

一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくりを推進します

高齢化が進み、地域においては一人暮らし高齢者世帯や高齢者のみ世帯が増加し、見守り・安否確認や買い物等といった困りごと等が発生しています。これらの困りごと等に気づき、解決につなげていくためには、日頃からご近所付き合いを行っている地域の皆さんとの連携が特に必要になってきます。

また、社会全体で支え合う取組を安定的に継続していくためには、住民一人ひとりが自らの地域に想いや関心を持ちながら、主体的に活動することが重要です。このような状況の中、上越市社会福祉協議会では地域福祉活動計画を策定し、地域毎に個別計画（地区地域福祉活動計画）を作成する取組を進め、地域福祉を推進しています。市や上越市社会福祉協議会、関係機関が協力しながら、地域における一人ひとりの出番を創出し、日常生活を送る中で、住民同士が支え合う関係を築けるようなまちづくりを目指します。

### 【基本目標 3】

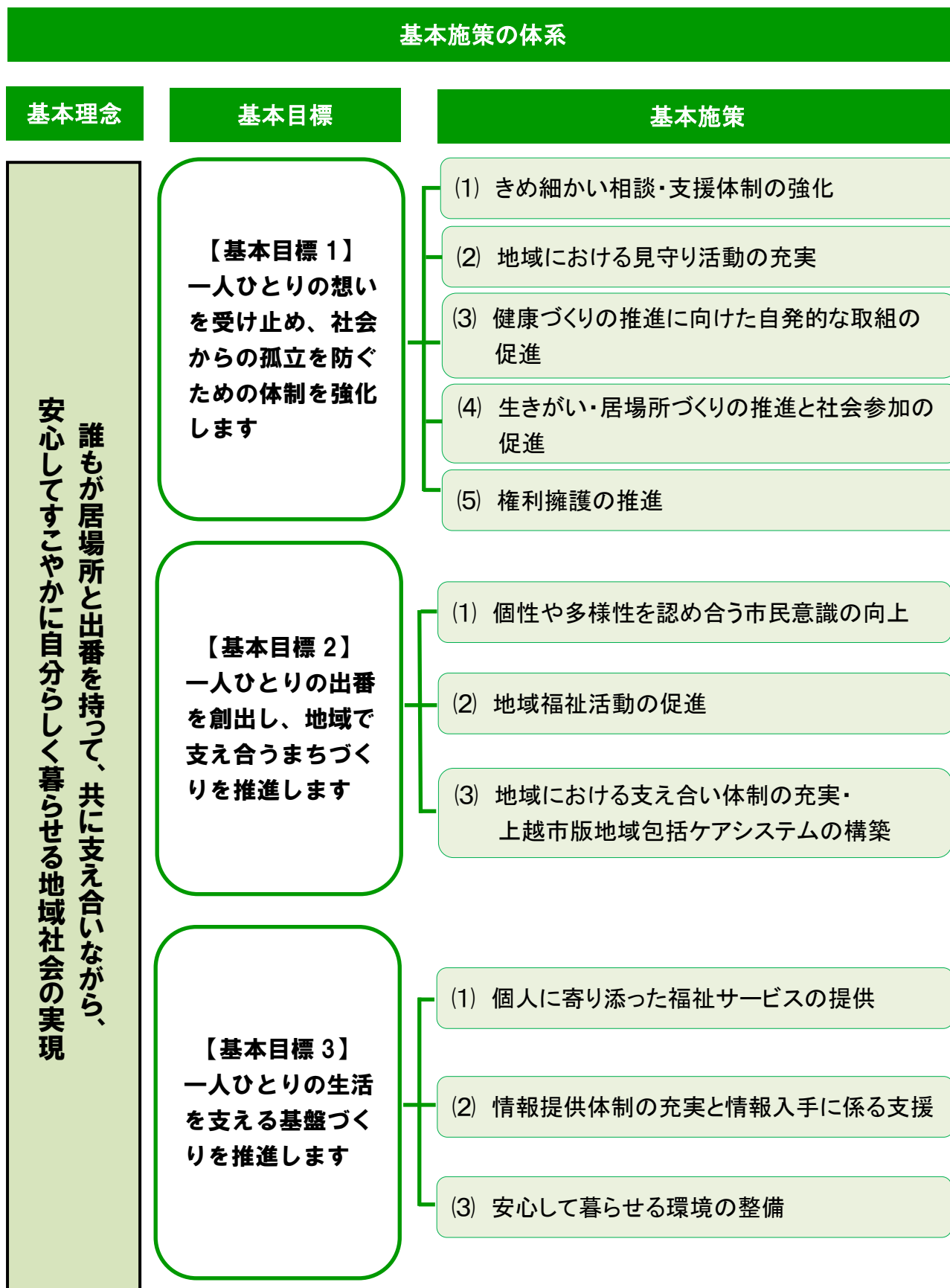
一人ひとりの生活を支える基盤づくりを推進します

個人の状況に応じ、必要とされる様々な福祉サービスを提供し、支援していくことにより、市民一人ひとりが安心してすこやかに暮らしていくための基盤を整えていきます。

また、災害時等の緊急時においても、安心した生活が送れるよう、拠点整備や受入れ体制づくりを推進していきます。

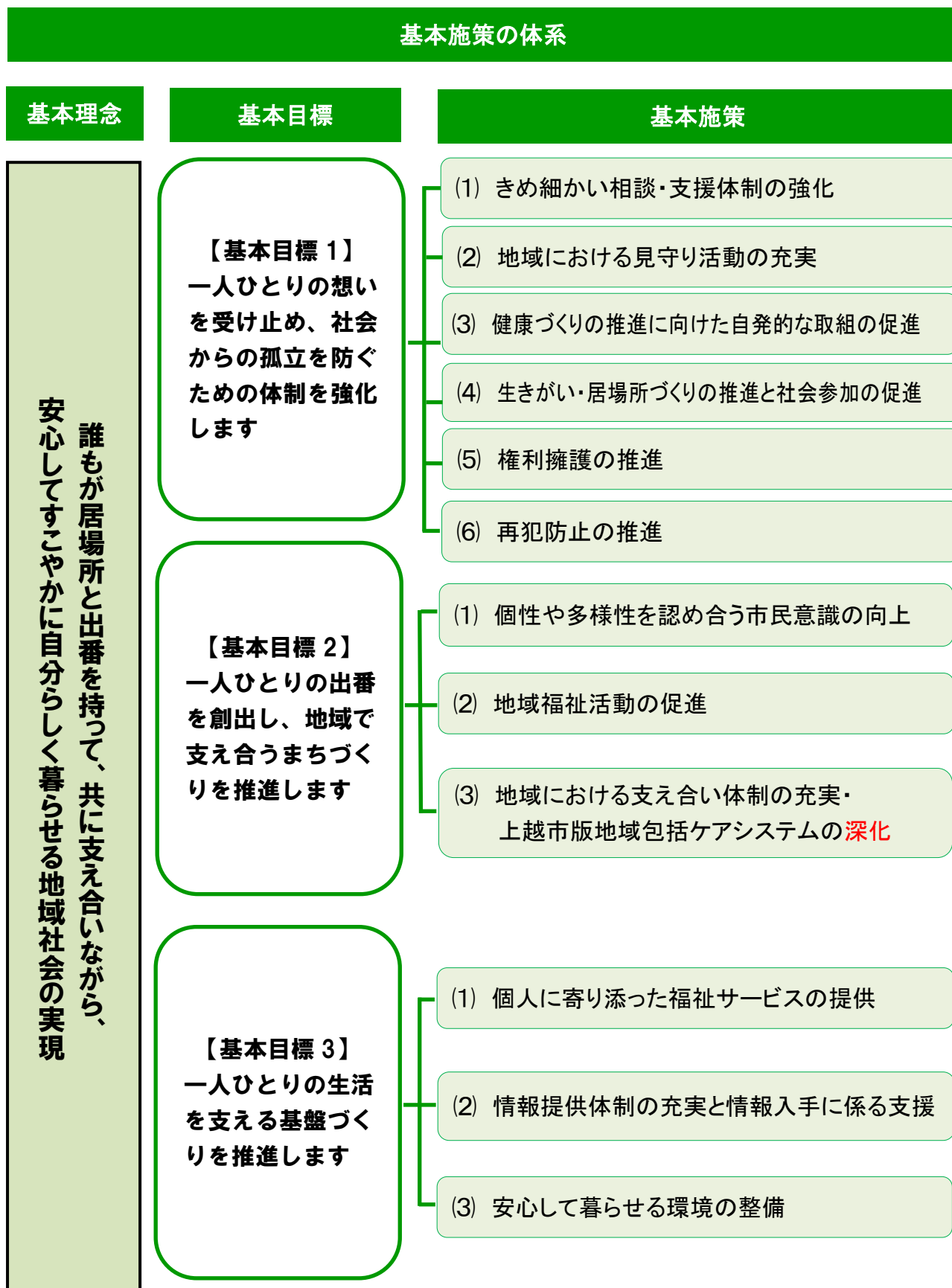
### 3 基本施策の体系・・・旧

基本理念の実現に向けて、基本目標ごとの基本施策を以下のとおり位置付けます。



### 3 基本施策の体系・・・新

基本理念の実現に向けて、基本目標ごとの基本施策を以下のとおり位置付けます。



## 第4章 基本施策の展開・・・旧

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置付けるものです。

このため、個別の事業については、分野ごとに策定する個別計画の中で、具体的に記載するとともに、本計画では、基本目標の達成に向けた基本施策について、現状と課題、取組の方向性を示すこととします。

### 1 「基本目標1」の達成に向けた基本施策

#### (1) きめ細かい相談・支援体制の強化・・・旧

#### 現状・課題

##### 《現状》

- 家庭環境が複雑・多様化し、複合的な課題を抱える世帯が増加している中、切れ目のない支援体制を整えるため、「すこやかに暮らし包括支援センター」において、各種制度の狭間にいる人や複合的な課題を抱える世帯への支援を包括的に行うため、より専門性の高い支援体制を構築しています。
- 早期からの教育相談の実施を通じて、特別な支援を必要とする子どもに関する相談や支援を行っています。
- 福祉総合窓口センターを設置し、各種相談や、高齢者や障害のある人の申請手続きに応じるほか、情報の取得が困難な人へのコミュニケーション支援として手話通訳士を配置するなど、市民に寄り添った丁寧な対応を行っています。
- 障害のある人やその家族の総合的・専門的相談窓口として、基幹相談支援センターを設置し、日常生活全般にわたる相談への対応や障害福祉サービスの利用支援等を行っています。
- 高齢者の総合相談窓口として、平成30年度から市内11か所全ての地域包括支援センターに保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員を配置し、機能強化を図っています。
- 複合的な課題を抱える生活困窮者に対しては、相談支援を実施するとともに、個々の状況に合わせて就労準備支援や家計相談支援を実施することで、生活困窮から早期に脱却できるよう、関係機関と連携しながら支援を行っています。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動内容について、町内会を通じて、チラシの回覧により周知しています。
- 市民が困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に、近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができるよう、すこやかサロンや自殺予防に関する研修会などの機会を通じて、市民意識の向上を図っています。
- 個人の状況に応じて適切な相談窓口を選択できるよう、広報上越や市のホームページ等で相談窓口を周知しています。

##### 《課題》

- 今後も、社会経済環境の変化が続く中で、家庭環境の複雑・多様化が進み、経済的な問題だけでなく複合的な課題を抱える世帯の増加が見込まれます。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、「子どもの貧困対策」を実施し、教育の機会均等を図るなど、貧困の状況にある子どもがすこやかに育つ環境を整備していく必要があります。
- 困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に、近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができるよう、市民意識の向上を図るとともに、自らが支援を求める際に適切な相談窓口を選択できるよう、引き続き相談窓口を周知していく必要があります。



## 第4章 基本施策の展開・・・新

地域福祉計画は、各福祉分野が共通して取り組むべき事項を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置付けるものです。

このため、個別の事業については、分野ごとに策定する個別計画の中で、具体的に記載するとともに、本計画では、基本目標の達成に向けた基本施策について、現状と課題、取組の方向性を示すこととします。

### 1 「基本目標1」の達成に向けた基本施策

#### (1) きめ細かい相談・支援体制の強化・・・新

#### 現状・課題

##### 《現状》

- 市内 11 の地域包括支援センターで高齢者や障害のある人、生活困窮やひきこもりの状態にある人の相談に対応しています。
- 生活困窮にある人の自立に向け、就労体験の場の提供、就労準備講習会の開催、無料職業紹介所の開設など、個々の状況に応じた段階的な就労支援の場、社会参加の場を提供しています。
- 福祉総合窓口センターを設置し、各種相談・申請手続きに対応しています。また、情報の取得が困難な人へのコミュニケーション支援として手話通訳士を配置するなど、市民に寄り添った丁寧な対応を行っています。
- 「子ども食堂」や「学習支援」など、子どもに対する民間や地域住民による支援活動の輪が拡大を見せています。
- 学校現場において、気になる子がいれば速やかに教育委員会に報告し、必要に応じて教育委員会からすこやかに暮らし包括支援センターにつなぐなど連携して対応しています。
- 広報上越、市ホームページ、FM 放送等の媒体やすこやかサロン、出前講座など様々な場面を活用し、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動や地域包括支援センターなどの相談窓口を周知し、市民が必要な時は迷わず相談できるよう市民意識の啓発に取り組んでいます。

##### 《課題》

- 急速な少子高齢化や核家族化の進展からライフスタイル等が変化し、地域における人と人のつながりが希薄になり、頼れる人が身近になくなっています。
- このような中、経済的に困っている上に、福祉サービスの利用につながらないなどの複合的な課題を抱える世帯や、各種制度の狭間にいる人に関する事案が顕在化してきています。
- 潜在する生活困窮にある人に対し、自立や生活改善に向けた包括的な相談支援や適切なサービスの提供が行われるよう、相談窓口につなぐ取り組みが必要で
- 子どもの生活や将来が生まれ育った環境に左右されることがないよう、関係機関や地域が一体となってヤングケアラーや貧困、不登校などの対策に取り組んでいく必要があります。

## 【取組の方向性・概要】・・・旧

### ① 相談体制の強化

自分や家族だけでは解決が困難な複合的な課題を抱える世帯や各種制度の狭間にいる人を支援するため、専門職のチームが関係機関と連携しながら、複雑・多様化する相談に対応します。

### ② 生活困窮者支援の充実

生活保護世帯や生活困窮者等の早期の自立を支援するため、就労支援員等の配置や、自立支援計画の実行など、相談体制の充実を図るとともに、就学援助費や奨学金などの各種制度を活用した支援に取り組みます。

また、生活困窮者自立支援事業を通じて、個々の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行いながら、就労の準備が整っていない人に対する中間的就労や社会参加の場を広げるなど、地域における自立・就労支援等の体制を構築します。

### ③ 子どもの貧困対策

子どもの生活実態アンケート調査結果から課題を抽出し、「子どもの貧困対策」の方向性等を定めた「上越市子ども・子育て支援総合計画（上越市版エンゼルプラン）」を策定し、子どもがすこやかに育つ環境の整備等を進めます。

### ④ 助けを求めることができる市民意識の向上

市民が困り事がある場合のほか、児童・障害者・高齢者の虐待などを発見した場合に、近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、行政などに助けを求めることができるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、市民意識の向上を図ります。

### ⑤ 相談窓口の周知

個人の状況に応じて適切な相談窓口が選択できるよう、広報上越などの媒体やすこやかサロンなどの機会を通じて、相談窓口を周知します。

## 【取組の方向性・概要】・・・新

### ① 相談体制の強化

- 複合的な課題を抱える世帯を支援するため、引き続き、相談窓口を設置するとともに、訪問による相談対応を実施します。
- 地域住民や関係機関と連携しながら、地域での見守り等を含めた重層的な支援体制の整備に取り組みます。

### ② 生活困窮者支援の充実

- 生活困窮にある人からの相談を受け、個々の状況に応じて包括的かつ継続的な相談支援等を行います。
- 生活福祉資金の貸付など各種サービスにつなげるほか、家計改善や就労に向けた各種支援に取り組み、早期の自立を支援します。

### ③ 子どものセーフティネットの強化

- 問題を抱える子どもを早期に発見し、適切な支援につなぐためのセーフティネットの強化に取り組みます。

### ④ 相談窓口の周知と市民の活用の啓発

- 悩みを一人で抱え込まず、ご近所の人や民生委員・児童委員、主任児童委員、地域包括支援センター、行政などに気軽に支援を求めることができるよう、市民意識の啓発を図ります。
- 支援を求める際、適切な相談窓口を選択できるよう、相談窓口の周知を図ります。
- どの相談窓口に相談しても、適切な支援につながるよう、関係機関同士の連携を進めます。

## (2) 地域における見守り活動の充実・・・旧

### 現状・課題

#### 《現状》

- 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動において、障害のある人、高齢者などの見守り、児童及び妊産婦に関する状況の把握・援助などを行っています。
- 地域の各種団体により見守り隊を組織したり、町内会や防犯団体などで通学路の見守りを行ったりするなど、地域全体で子どもを見守る活動を実施しています。
- 町内会や老人クラブによる積極的な声掛け訪問のほか、郵便局や新聞配達事業者などの見守り協力事業所からの協力を得て、地域ぐるみでひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯の日常的な見守り活動を支援しています。

#### 《課題》

- 人口減少や少子高齢化、家族の在り方の変化などに伴い、複雑で多様な生活課題を抱える人が増えてきており、悩みや問題を抱え、個人や家庭が社会から孤立してしまうことが懸念されるため、子どもや高齢者を対象にした見守り活動を継続しつつ、障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動を更に推進していくことが必要となっています。



### 【取組の方向性・概要】

#### ① 子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続

民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年健全育成委員、町内会、老人クラブ、地域見守り協力事業所と連携し、子どもや高齢者への日常的な見守り活動を継続します。

#### ② 障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進

民生委員・児童委員や、主任児童委員、町内会などと連携し、障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動を推進します。

また、保育園やこどもセンターなどにおける子ども等の様子から、気になるところが見受けられる場合は、保育園などの職員が声掛けを行ったり、乳幼児健診の機会を利用した相談会を開催したりするなど、子育てをしている人の困り事や不安の解消を図ります。

## (2) 地域における見守り活動の充実・・・新

### 現状・課題

#### 《現状》

- 地域の見守り等について、関係者が集まる会議等を開催し、地域の実情にあった見守り支援につなげています。
- 町内会や老人クラブによる積極的な声かけ訪問、郵便局や新聞配達事業者などの見守り事業所の協力による見守り活動など一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の日常的な見守り活動を行っています。
- 地域で登下校時の児童・生徒の見守りを行っています。
- 保育園やこどもセンターなどで子ども等の様子から、気になるところが見受けられた場合は、積極的に声掛けをしたり、乳幼児健診の機会を利用した相談会を開催するなど、子育てをしている人の困りごとや不安の解消に取り組んでいます。

#### 《課題》

- 地域との関わりを持たない世帯の見守り方を検討していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響を考慮した訪問や街頭指導方法を検討していく必要があります。
- 障害のある人や子育てをしている人が、一人で悩みを抱え込まず、必要な支援につながるよう、引き続き、関係機関が連携し対応していく必要があります。

### 【取組の方向性・概要】

#### ① 子どもや高齢者を対象にした見守り活動の継続

- 民生委員・児童委員、主任児童委員、青少年健全育成委員、町内会、老人クラブ、地域見守り協力事業所など関係機関と連携し、地域の実情に応じた子どもや高齢者への日常的な見守り活動を継続していきます。
- 地域の関係者が集まる会議等の中で、地域との関わりを持たない世帯の見守り方などについても検討し、個々の状況や地域の実情にあった見守り支援につなげていきます。

#### ② 障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動の推進

- 民生委員・児童委員、主任児童委員、町内会などと連携し、障害のある人や子育てをしている人などへの見守り活動を推進します。
- 保育園や子育てひろば、乳幼児健診などにおいて、気になる親子への積極的な声掛けを行い、必要な支援につなげていきます。
- 支援の必要な人が早期に相談につながるよう、広報上越や市ホームページのほか、保育園、相談支援事業所など子育て中の保護者や障害のある人と関わる機会の多い関係機関と連携し、相談窓口の周知を継続していきます。

### (3) 健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進・・・旧

#### 現状・課題

##### 《現状》

- 健康診査を契機として、自らの体の状態を定期的を確認し、生活習慣病の発症と重症化を予防する取組を継続してきたことにより、特定健診受診率の向上、国民健康保険や後期高齢者医療の医療費の伸びの鈍化、重度の要介護認定者の減少など、平成 25 年度の「上越市健康増進計画」の策定時に整理した健康課題について改善の兆しが見え始めてきています。
- 当市における 1 年の自殺による死亡者数は、ここ数年 50 人前後で推移しており、人口 10 万人当たりの自殺死亡率は、国・県よりも高い状況にあります。また、壮年期以降の自殺死亡率が高い状況にあります。

##### 《課題》

- 特定健康診査の結果、高血圧（Ⅱ度高血圧以上）と糖尿病（HbA1c6.5%以上）の人の割合が増加傾向にあり、特に男性の有所見率が増加しています。
- 子どもの肥満の割合の増加、若い世代の食習慣や生活リズムの乱れがみられ、生活習慣病の発症につながる可能性があります。
- 平成 29 年度に新たに策定した「上越市自殺予防対策推進計画」に基づき、自殺者の減少に向けた地域や関係機関とのネットワークづくりなど、自殺予防の取組を総合的に推進していくことが必要です。



#### 【取組の方向性・概要】

##### ① 健康づくり活動の推進

市民が生涯を通じて、生活習慣病の発症予防と重症化予防に主体的に取り組めるよう支援します。

##### ② 子どもの頃からの生活習慣病予防の取組の推進

子どもの肥満の早期発見と生活習慣病予防のため、保護者が子どもの発育を確認する取組を乳幼児期から継続して実施するとともに、保育園や小中学校における保健活動の充実を図ります。

##### ③ 自殺予防の取組の推進

地域や関係機関とのネットワークによる「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制を基盤に、自殺予防に対する市民意識の向上を図ります。

医療機関や関係機関と連携し、自殺未遂を繰り返すことを防ぐための仕組みづくりに取り組むとともに、遺族の支援や自殺ハイリスク者の対策を進めます。

仕事や家庭におけるストレスを抱えやすい壮年期や、身体機能の低下から生じる不安を感じやすい高齢期など、妊娠・出産期、思春期・青年期を含めた各ライフステージにおける課題に応じた自殺予防対策を推進します。

### (3) 健康づくりの推進に向けた自発的な取組の促進・・・新

#### 現状・課題

##### 《現状》

- 健康診査によって、自らの体の状態を定期的に確認し、ライフステージごとの課題に基づいた生活習慣病の発症と重症化を予防する取組を継続してきたことにより、後期高齢者医療の入院医療費の伸びの鈍化、重度の要介護認定者の減少など、「上越市健康増進計画」の策定時に整理した健康課題について改善の兆しが見え始めてきています。
- 当市における近年の自殺死亡者は年間 30～50 人で推移しており、人口 10 万人当たりの自殺死亡者数は、国・県よりも高い状況にあります。

##### 《課題》

- 子どもの肥満が増加傾向にあるほか、特定健診におけるメタボリックシンドローム及び予備軍や脂質異常等の有所見率が増加しています。
- 疾病等を早期に発見し、治療につなぐため特定健診受診率の向上を図っていく必要があります。
- 有所見率の減少に向けて、一人一人の健診結果や生活背景等に合った個別保健指導を継続していく必要があります。
- 自殺者は増加傾向にあり、実態や対策について市民や関係機関と情報を共有し、対応していく必要があります。

#### 【取組の方向性・概要】

##### ① 生涯を通じた切れ目のない生活習慣病予防・介護予防の推進

- 生涯を通じた切れ目のない生活習慣病・介護予防を推進するため、乳幼児期・学齢期から子どもの肥満予防に取り組み、成人期・高齢期では健康意識への働きかけや介護予防による身体機能の改善を目指します。
- 保育園・幼稚園、小中学校、企業、介護事業所や地域包括支援センターなどと連携し、自ら健康管理ができる市民の増加を目指します。

##### ② 自殺予防対策の促進

- 自殺予防対策連携会議において、関係機関と役割分担や課題等の共有を行い、連携して自殺予防対策の取組を着実に進めます。
- 地域や関係機関と協力して「気づき・傾聴・つなぐ・見守る」体制づくりを進め、自殺予防に対する市民意識の向上を図ります。
- ライフステージ別の課題に応じた効果的な対策を推進します。

#### (4) 生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進・・・旧

##### 現状・課題

###### 《現状》

- こどもセンターや子育てひろばを設置し、親子の遊びの場や保護者同士の子育てに関する情報交換の場などを提供しています。
- 障害のある人の創作的活動や生産活動の場等の確保を通じて、障害のある人の居場所づくりを推進しています。
- 趣味講座を始め、作品展やスポーツ大会などの開催を通じて、生きがいづくりと健康づくりを支援するとともに、シルバー人材センターや老人クラブへの活動費等の助成を行い、高齢者の活動と活躍の場づくりを支援しています。また、28 全ての地域自治区で「すこやかサロン」を開催し、介護予防の取組にあわせ、高齢者の居場所の確保に取り組んでいます。
- 屋外での移動が困難な障害のある人や、高齢者に外出支援を行うことで、社会参加を促進しています。
- 障害のある人一人ひとりの意向を踏まえた就労を支援するため、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関と連携した就労支援や、障害者福祉団体の活動支援などに取り組んでいます。
- 働く意欲のある高齢者がシルバー人材センターへ登録することで、生きがいと就労機会の確保に取り組んでいます。

###### 《課題》

- 団塊の世代の皆さんが全て 75 歳を迎える 2025 年は、個人の希望や能力に応じて、趣味やスポーツ、社会活動など多様な分野で、自分らしく活躍されている人が、ますます多くなると考えられます。こうしたことから、趣味講座を始め、シニアスポーツ大会など高齢者の生きがいづくりと健康増進を含めた高齢者施策全般の在り方についても、これから高齢となる人たちの新たな感覚や考えに合うものを取り入れていく必要があります。
- 平成 29 年 6 月現在、市内企業における障害者実雇用率は、妙高市の数値を含むハローワーク上越管内の統計で、2.03%であり、全国の 1.97%、新潟県の 1.96%を上回っているものの、引き続き障害のある人の雇用機会の確保に取り組んでいくことが必要となっています。





#### (4) 生きがい・居場所づくりの推進と社会参加の促進・・・新

##### 現状・課題

###### 《現状》

- 老人クラブ連合会など関係機関と連携しながら、趣味講座や作品展、スポーツ大会などを開催し、高齢者の生きがい・居場所づくりを推進しています。
- 市内 28 地域自治区に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者の閉じこもり予防や地域住民との交流、生きがいづくりを目的としたすこやかサロンを実施しています。また、社会福祉協議会では、様々な世代等が参加する多世代交流サロンを開催しています。
- 障害のある人の余暇活動や社会参加のため、外出支援、移動支援を行っています。
- 障害者合同就職面接会の開催や障害者雇用啓発チラシの配布のほか、障害者多数雇用事業者への優遇措置の実施、在宅で生活している障害のある人を対象に、就労準備及び職場定着等の支援を行っています。
- 地域活動支援センターの運営に係る費用の補助を通して活動を支援し、障害のある人の日中活動（サークル活動、創作活動、グループ活動など）の場を確保し、居場所や利用者同士の交流につながるなど、障害のある人の自立と社会参加を促進しました。

###### 《課題》

- すこやかサロン新規参加者や男性の参加者が少ないため、増加に向けた取組が必要です。
- 広報上越や福祉相談窓口、相談支援専門員等を通じ、各種制度を周知して積極的な利用につなげ、高齢者や障害のある人の社会参加を促進し、孤立を防いでいく必要があります。
- 新たな就労先の拡大や柔軟な雇用形態の拡大など、障害のある人の就労の幅を広げる取組に継続して取り組んでいく必要があります。
- 地域活動支援センターを多くの方から利用いただけるよう、病院等も含めた関係機関と協力し、周知徹底を図っていく必要があります。

## 【取組の方向性・概要】・・・旧

### ① 地域における居場所づくりの推進

こどもセンターを始めとする子どもの遊びの場や、保護者同士の子育てに関する情報交換の場の提供のほか、障害のある人の創作的活動や生産活動の場等の確保など、個人が地域とのつながりを築くことができる機会を提供することにより、地域における居場所づくりを推進します。

### ② 高齢者の介護予防や生きがい・居場所づくりの推進

趣味講座を始め、作品展やスポーツ大会、すこやかサロンなどの開催を通じて、生きがい・居場所づくりを推進します。

高齢者が生活習慣病などにより、介護が必要な状態に移行することを予防するため、保健師等の訪問による個別指導を始め、介護予防に必要な知識の普及や、すこやかに老いるための今後の人生を考える啓発講座等を実施します。

### ③ 外出機会の確保

余暇活動や社会参加の機会を提供するほか、高齢者の閉じこもりによる体力低下や認知症を予防するため、外出・移動支援を行います。

### ④ 高齢者や障害のある人等の雇用機会の確保

高齢者や障害のある人等が個々の能力を生かしながら働くことのできる雇用環境を整えるため、事業者への意識啓発や雇用促進につながる施策を推進します。

### ⑤ 高齢者や障害のある人等の就労支援

高齢者や就職を希望する障害のある人等が就労できるよう、福祉事業所や障害者就業・生活支援センター、シルバー人材センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、本人の意向や能力等に応じた就労や就労後の職場定着に向けた取組を進めます。

## 【取組の方向性・概要】・・・新

### ① 高齢者の介護予防や生きがい・居場所づくりの推進

- 高齢者の有する豊かな知識や経験、技能などが地域づくりに生かされ、活力ある地域の推進役を担う高齢者の活動と活躍の場を創出します。
- 高齢者が生活習慣病などにより、介護が必要な状態に移行することを予防するため、保健師等の訪問による個別指導を始め、介護予防に必要な知識の普及に努めています。

### ② 障害のある人の外出機会の確保支援の継続

- 引き続き、外出支援、移動支援など各種事業を実施し、高齢者や障害のある人の余暇活動や社会参加の促進を図り、住み慣れた地域で生きがいを持って生活できる環境整備を整えていきます。

### ③ 障害のある人の雇用促進・就労支援

- 障害のある人が本人の特性や能力等に応じた就労機会を確保できるよう、福祉事業所や障害者就業・生活支援センター、ハローワークなど関係機関と連携し、受け入れ先企業の開拓や就労後の職場定着などの取り組みを積極的に進め、障害のある人の自立や社会参加の促進を支援していきます。

### ④ 障害のある人の地域における居場所づくりの推進

- 障害のある人の日中活動（サークル活動、創作活動、グループ活動など）の場として、地域活動支援センターを設置し、障害のある人同士の交流、社会参加の促進を図ります。
- 病院ケースワーカーや相談支援専門員などを通じて地域活動支援センターを周知し、障害のある人の積極的な利用につなげます。

現状・課題

《現状》

- 「上越市障害者福祉計画」や「上越市第2期子どもの権利基本計画」等に基づき、成年後見制度の周知や子どもの権利チラシの配布、子どもの権利講座の開催などの取組を進めています。
- 認知症等により日常的な金銭管理が不安な高齢者や、障害により判断能力が十分でない人の権利を守るため、各種相談機関の協力のもと、成年後見制度の周知と相談に対応するとともに、市長申し立てや成年後見制度の利用助成を行っています。
- 全国的に児童虐待相談対応件数が増加する中、当市においては、軽微なものでも相談、通告するという地域における児童虐待への意識の高まりや相談支援体制の強化もあり、これまで埋もれていた虐待の顕在化に伴い新規受理ケースが増加しています。
- 児童相談所や学校などの関係機関と連携し、いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待及び配偶者による暴力の発生予防と早期発見に努めるとともに、いじめや虐待を覚知した場合は、早期に対応しています。

《課題》

- 成年後見などの支援を必要とする人が適切な支援を確実に受けられるよう、制度の周知や相談対応のほか、申し立てや後見人等のサポートに取り組む必要があります。
- 近年、核家族化の進展や、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、子育ての負担や不安、孤立感を抱える保護者が増加しています。
- 児童虐待を未然に防ぐため、特定妊婦や発育・発達に課題のある子どものいる家庭への支援など、予防啓発活動を継続的に取り組む必要があります。
- 障害のある人が福祉サービスを利用せずに在宅で生活している場合、外部とのつながりが希薄なため、養護者からの虐待を発見しにくいことが課題です。



## (5) 権利擁護の推進・・・新

### 現状・課題

#### 《現状》

- すこやかなくらし包括支援センター、地域包括支援センターにおいて、障害のある人や高齢者に関する権利擁護の相談対応を行っています。
- 弁護士会、司法書士会、社会福祉士など関係機関と意見交換を行う成年後見制度利用促進連絡連携会議を開催し、地域の利用実態や課題を把握するとともに、情報の共有を図っています。
- 成年後見制度の利用にあたり、申立て費用や後見人等への報酬の支払い等が困難な方への経費助成、身寄りのない人等への申立て支援（市長申立て）を行っています。
- 社会福祉協議会において、成年後見制度の利用には至らないが、金銭管理等の支援が必要な人に対し「日常生活自立支援事業」を実施しています。
- 子どもが一人の人間として家庭や社会の中で尊重され、安心して生きる権利や自信を持って生きる権利など、「子どもの権利」について知識の普及と意識の啓発を図っています。
- 軽微なものでも相談、通告するという地域における児童虐待への意識の高まりや相談支援体制の強化もあり、これまで埋もれていた虐待の顕在化に伴い虐待やいじめの認知件数は増加傾向にあります。
- 児童相談所や学校などの関係機関と連携し、いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待及び配偶者による暴力の発生予防と早期発見に努めるとともに、いじめや虐待を覚知した場合は、早期に対応しています。

#### 《課題》

- 高齢化に伴い、一人暮らし高齢者や認知症高齢者が増加し、成年後見制度の利用者の増加が見込まれます。必要な人が制度の利用につながるよう、更なる周知が必要です。
- 地域で子どもの権利講座を行うなどの取組を行い、誰もが子どもの権利を大切にする意識づくりを推進していますが、大人の認知度は低い状況にあります。

## 【取組の方向性・概要】

### ① 権利擁護が必要な人への取組の推進

年齢や障害の有無、国籍などに関わらず、市民が自分らしい生活を送る権利が保障されるよう、成年後見制度の周知や子どもの権利チラシの配布などの取組を進めます。

### ② いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の発生予防と早期発見、早期対応

引き続き、各種相談支援を行う関係機関等と連携し、いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待及び配偶者暴力の発生予防と早期発見に努めるとともに、いじめや虐待を覚知した場合は、早期に対応します。

## 【取組の方向性・概要】

### ① 成年後見制度の利用促進

- 広報上越やホームページ、地域包括支援センターをはじめとする福祉事業所などを通じて成年後見制度を周知し、利用促進を図ります。
- 引き続き、成年後見制度利用促進連絡連携会議を開催するほか、成年後見制度の利用促進に関する中核機関を設置し、地域のネットワークの強化を図ります。

### ② 子どもの権利の尊重と保障に関する施策の推進

- 子ども自身が権利を学ぶ取組と大人の認知度をあげる取組を継続します。
- 人権擁護団体等と協力し、地域において子どもの権利講座を行い、子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体に対し子どもの権利に関する理解と知識を深めます。

### ③ いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待等の発生予防と早期発見、早期対応

- 引き続き、相談支援を行う関係機関等と連携し、いじめ、児童虐待、障害者虐待、高齢者虐待及び配偶者暴力の発生予防と早期発見に努めるとともに、いじめや虐待を覚地した場合は、早期に対応します。





## (6) 再犯防止の推進・・・新

### 現状・課題

#### 《現状》

- 青少年の健全育成や犯罪の未然防止、罪を犯した人の社会復帰に向けた活動を行う更生保護団体に対し負担金や補助金を支援し、犯罪のない安全・安心な地域社会の実現に向けた活動を進めています。

#### ※保護司の主な活動

##### 【保護観察】

- ・犯罪や非行をした人たちと定期的に面接を行い、更生を図るための約束事（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助け等を行います。

##### 【生活環境の調整】

- ・少年院や刑務所に収容されている人が、釈放後にスムーズに社会復帰できるよう、釈放後の帰住予定地の調査、引受人との話し合い等を行い、必要な受け入れ態勢を整えます。

##### 【犯罪予防活動】

- ・犯罪や非行を未然に防ぐとともに、罪を犯した人の更生について理解を深めるために、世論の啓発や地域社会の浄化に努めています。毎年7月は、“社会を明るくする運動”強調月間として、街頭宣伝活動や小中学校への訪問等様々な活動を展開しています。

#### 《課題》

- 保護司の高齢化が進み、人員不足が深刻化しています。
- 保護司会の活動を市民に広く周知し、更生しようとしている人を地域全体で支援する意識の醸成を図る必要があります。



## 【取組の方向性・概要】

### ① 更生保護関係団体等との連携及び活動の支援

- 保護司会と協力し、保護司関係団体等の日々の活動が円滑に行われるよう支援します。
- 負担金や補助金を交付し、活動を支援します。

### ② 更生保護に関する取組の広報・啓発活動の推進

- 保護司会等と連携して、更生保護に関する取組を広く市民に周知し、保護司についての市民理解を深めるとともに、更生しようとしている人を地域全体で支援しようとする意識の醸成を図ります。
- 福祉事業関係者等を対象とした地域生活定着支援センターの取組について知るための研修会への参加を促し、釈放後の行き場のない人等についての理解を深めていきます。

#### ※地域生活定着支援センター

- ・ 矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの、釈放後の行き場のない人等の支援を行っている組織。

## 2 「基本目標 2」の達成に向けた基本施策

### (1) 個性や多様性を認め合う市民意識の向上…旧

#### 現状・課題

##### 《現状》

- 「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例」を定めるとともに、「人権都市」を宣言し、あらゆる差別のない明るいまちの実現に向けて、相談体制の充実や差別を解消するための教育及び啓発などの取組を進めています。
- 個人の人格や個性を尊重し合うことを目指し、市では、「障害者週間」を踏まえた事業の実施や、地域の人と障害のある人との交流を促進するイベント等の開催支援等により、障害を理由とする差別の解消を図っています。
- 小中学校等と連携し、幼少期から子どもの人権や同和問題に対する意識啓発を推進するとともに、企業や地域との連携による意識啓発にも取り組んでいます。
- 小中学校等において、人権教育、同和教育を中核にした道德教育の充実を図り、人権尊重の理念について理解を深め、自他の人権を守る行動力の育成を目指す人権教育を推進しています。
- インターネット上での書き込みによる人権侵害につながるネットトラブルを防ぐため、小中学校、大学、関係機関と連携し、情報モラル教育の推進を図っています。

##### 《課題》

- 近年、インターネット上の人権侵害や性的少数者に対する偏見・差別など、新たな人権問題が生じていることから、あらゆる差別を解消するため、引き続き、人権に関する啓発を推進する必要があります。
- また、子どもにおいては、ネットいじめやゲーム依存などの問題が発生していることから、様々な情報を正しく選択できる判断力、その基盤となる道德心、倫理観、規範意識の向上を図っていく必要があります。

#### 【取組の方向性・概要】

##### ① 地域の一員として認め合う市民意識の向上

「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画」に基づき、出身、障害の有無、性別、年齢、国籍など、市民一人ひとりの基本的人権が真に尊重され、お互いを地域の一員として認め合うことができるよう、相談体制の充実や差別を解消するための教育及び啓発などに取り組みます。

##### ② 人権意識の確立に向けた教育の推進

子どもの人権尊重の精神を育むため、学校、地域、家庭と連携して、人権教育、同和教育を中核とした道德教育等を推進していきます。

## 2 「基本目標 2」の達成に向けた基本施策

### (1) 個性や多様性を認め合う市民意識の向上…新

#### 現状・課題

##### 《現状》

- 市民への啓発と支援のため、広報での人権都市宣言の啓発をはじめ、人権啓発用のリーフレットや町内回覧などでの啓発のほか、市民セミナーや企業向け研修を実施しています。
- 人権侵害に係る相談に的確に対応するため、相談に対応する職員の資質や能力の向上に取り組んでいます。
- 市内小中学校では、人権教育、同和教育の一層の授業改善、学級における気になる子どもに寄り添った指導の一層の工夫など「かかわる同和教育」を着実に進めています。また、道徳教育の充実を図り、道徳的実践力の育成を図っています。
- 市内小中学校では、些細な子ども同士のトラブルも見逃さないという共通した取組を進めたことで問題が顕在化し、いじめの認知件数は、近年増加する傾向にあります。
- 就労等に伴い、外国人市民が増加しています。

##### 《課題》

- 新型コロナウイルス感染症に関し、当市においても人権侵害が発生しました。新たな人権課題の一つとして捉えるなど、様々な人権課題に対する市民意識の向上に向けた教育及び啓発の取組が必要です。
- 合理的配慮についての理解を深めるため、行政や民間企業等において事例検討等を通じた学び（体制づくり）が必要です。
- 外国人市民が安心して暮らせる環境づくりに向けて、外国人市民に対する理解を深め、偏見や差別の解消と多文化共生に向けた取組の重要性を市民に広げるため、交流事業や啓発活動を推進する必要があります。

#### 【取組の方向性・概要】

##### ① 地域の一員として認め合う市民意識の向上

- 「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画」に基づき、出身、障害の有無、性別、年齢、国籍など、市民一人ひとりの基本的人権が真に尊重され、お互いを地域の一員として認め合うことができるよう、相談体制の充実や差別を解消するための教育及び啓発などの取り組みを継続していきます。

##### ② 人権意識の確立に向けた啓発・教育の推進

- メディアの多様化やインターネットの普及により増加している人権侵害や、性的少数者に対する偏見や差別の解消に向け、人権擁護委員や民生委員・児童委員などと連携しながら、啓発活動を推進します。

## (2) 地域福祉活動の促進・・・旧

### 現状・課題

#### 《現状》

- 地域住民の身近な相談相手であり、要援護者を始めとする支援が必要な人と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員・児童委員、主任児童委員に対し、活動を行うための支援や必要な知識・技術の習得、資質向上のための研修等の協力を行っています。
- 65歳以上で自立した生活を送っている元気な高齢者は、平成30年10月1日現在、約48,000人であり、この元気な高齢者から、地域で取り組んでいる「すこやかサロン」などの担い手として参加していただくなど、地域における出番を創出しています。
- 市民活動の促進に向けて、NPO・ボランティアセンターを拠点として、ボランティアに関するニーズ情報の収集、提供及びコーディネートを始め、活動の場となる市民活動室の提供や活動に役立つ情報の発信を行うなど、様々な支援の取組を進めています。

#### 《課題》

- 平成30年9月現在、民生委員・児童委員、主任児童委員の欠員が生じている地域があることから、関係町内会と連携しながら、早期に解消を図る必要があります。
- 少子化・高齢化の進展や、個人のライフスタイル・価値観の多様化などを背景として、地域においては担い手不足が顕在化しています。



## (2) 地域福祉活動の促進・・・新

### 現状・課題

#### 《現状》

- 地域住民の身近な相談相手であり、要援護者を始めとする支援が必要な人と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員・児童委員、主任児童委員に対し、活動を行うための支援や必要な知識・技術の習得、資質向上のための研修等の協力を行っています。
- 地域包括支援センターによる地域ケア推進会議や地域支え合い事業を実施する住民組織等による協議体会議、社会福祉協議会による地域懇談会等の場で、地域における様々な課題についての協議を行っています。
- 65歳以上で自立した生活を送っている元気な高齢者から地域で取り組んでいる「すこやかサロン」などの担い手として参加していただくなど、地域における出番を創出しています。
- 上越市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に基づき、複数の地域で地域ごとの福祉計画（地区地域福祉計画）が作成され、実践が行われています。
- 個人の価値観や生活スタイルの多様化、少子高齢化の進行、定年年齢の引き上げ等に伴い、市民活動を行う人が固定化し、新たな担い手やボランティアが減少する傾向がみられます。このような状況の中、社会福祉協議会では、地域福祉活動計画に基づき、ボランティア養成講座の開催や地域におけるボランティア活動の報告会、ボランティア表彰への推薦などを行い、改善に取り組んでいます。

#### 《課題》

- 少子化・高齢化の進展や定年年齢の引き上げなどの理由から、民生委員・児童委員、主任児童委員の欠員が生じている地域があり、関係町内会と連携しながら、早期に解消を図る必要があります。
- 個人のライフスタイル・価値観の多様化など相談内容が多様化してきており、様々な相談を聞く民生委員が一人で悩みを抱え込まないよう支援していく体制を整えていく必要があります。
- 地域ごとの福祉計画（地区地域福祉計画）を全地区に広げ、自助、互助の取組を進めていく必要があります。

## 【取組の方向性・概要】・・・旧

### ① 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援等

地域住民の身近な相談相手であり、要援護者を始めとする支援が必要な人と関係機関とのつなぎ役を担う民生委員・児童委員、主任児童委員への活動支援を行うとともに、関係町内会と連携しながら、欠員が生じている地域の早期解消を図ります。

### ② 地域福祉活動における出番の創出

地域福祉活動の更なる促進のため、引き続き元気な高齢者や障害のある人などの出番を創出します。

また、学校教育において福祉について学ぶ、触れる、活動する機会を設けることで、次世代を担う人づくりを進めるとともに、子どもの出番を創出します。

### ③ ボランティア・NPO等の活動支援

市民活動を活発化するため、NPO・ボランティアセンターを拠点とし、ボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートを行うほか、団体の活動が安定的・継続的に行われるよう、市民活動に役立つ情報の発信や相談対応により支援します。

また、地域コミュニティ活動を促進するため、地域の課題解決や活性化に取り組む町内会などへの地域づくりアドバイザーの派遣などを通じて、地域のために主体的に行動する人材の育成を図ります。



## 【取組の方向性・概要】・・・新

### ① 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動の支援や委員の充足等

- 欠員地区の解消に向け、民生委員・児童委員の推薦者である町内会長と積極的に連携していきます。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員が抱える課題や悩み事について、関係課や関係機関なども含め、支援にあたる体制を整えます。

### ② 地域福祉活動における出番の創出

- 元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える体制づくりを進めます。
- 上越市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に基づき、地域ごとに作成される個別計画（地区地域福祉活動計画）について、全地区での作成が進むよう、社会福祉協議会を支援します。

### ③ ボランティア・NPO等の活動支援

- 市民活動やボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートなどを通し、参加する人の裾野を広げるとともに、様々な市民活動の促進を図ります。

地区地域福祉計画についての説明等入れ込み

### (3) 地域における支え合い体制の充実・上越市版地域包括ケアシステムの構築

#### 現状・課題

##### 《現状》

- 市内に住所を有する育児の援助を受けたいおおむね 12 歳以下の子どもがいる人（依頼会員）と、育児を援助したい人（提供会員）が助け合う組織である「ファミリーサポートセンター」の運営を通じて、育児に関する相互援助活動を支援しています。
- ピアサポート（仲間同士で支え合うこと）等の活動を支援することで、障害のある人などが、安心して暮らしていけるよう、取り組んでいます。
- 要介護状態にならないよう地域において予防するため、「通いの場」を市内 28 の地域自治区ごとに設置するとともに、その企画・運営等の役割を担う生活支援コーディネーターを配置し、地域の住民組織が運営する仕組みを構築することで、地域の特性に応じた支え合い体制づくりを推進しています。

##### 《課題》

- 地域コミュニティの衰退や対人関係の希薄化が懸念される中、地域包括支援センター、民生委員・児童委員など支援者の関与を拒む人が多いことや、今後の高齢者人口の増加により、認知症高齢者の増加も見込まれることから、地域全体による見守り・支え合い体制を充実させていく必要があります。
- 地域における見守り活動の結果、孤立が心配される人や支援が必要な人などを発見した場合に、適切な相談・支援につなげるため、相談・支援体制の充実を図っていく必要があります。
- 行政と関係機関等が連携し、子どもや障害のある人、高齢者など、全ての人を対象とした上越市版地域包括ケアシステムを構築していくことが必要です。



### (3) 地域における支え合い体制の充実・上越市版地域包括ケアシステムの深化

#### 現状・課題

##### 《現状》

- 人口減少や少子高齢化の進行などにより、地域の活動を企画、実行する人材や団体等の担い手が減少する中、地域の防災や福祉、生活環境などにおいて様々な課題が顕在化しています。
- 地域や町内会のつながりが希薄化し、コミュニティの維持が困難になってきています。
- 地域包括支援センターによる地域ケア推進会議や地域支え合い事業を実施する住民組織等による協議体会議、社会福祉協議会による地域懇談会などの場で、地域における様々な課題についての協議を行っています。
- 社会福祉協議会において、リーダー養成講座を実施しています。
- 市内 11 の地域包括支援センターで高齢者、障害のある人、生活困窮やひきこもりの状態にある人の相談に対応しています。(再掲)

##### 《課題》

- 地域を担う人材が不足しています。
- 地域や町内会のつながりが希薄化しています。
- 地域では、地域ケア推進会議や協議体会議、地域懇談会など、複数の会議が開催されており、メンバーや会議テーマに一部重なる部分があるほか、会議間の連携が十分にできていない現状にあります。
- リーダー養成講座への参加者を増やす必要があります
- 経済的に困っている上に、福祉サービスの利用につながらないなどの複合的な課題を抱える世帯や、各種制度の狭間にいる人に関する事案が顕在化してきています。(再掲)

## **【取組の方向性・概要】**

### **① 地域における支え合い体制の充実**

元気な高齢者が支援を必要とする高齢者及びその家族を支える「地域支え合い事業」の実施など、地域における支え合い体制の充実に取り組みます。

### **② 上越市版地域包括ケアシステムの構築**

子どもや障害のある人、高齢者など、全ての人を対象とした上越市版地域包括ケアシステムの構築に取り組み、誰もが安心して暮らせるよう、みんなで支え合う地域づくりを進めます。

## 【取組の方向性・概要】

### ① 地域における支え合い体制の充実

- 地域包括支援センターによる地域ケア推進会議や地域支え合い事業を実施する住民組織等による協議体会議、社会福祉協議会による地域懇談会など、会議のメンバーやテーマが重なる部分を整理し、会議間の連携を強化することで、より実効性のある会議とします。
- 地域活動を進めていくためのリーダー養成を継続して実施します。

### ② 上越市版地域包括ケアシステムの**深化**

- 子どもや障害のある人、高齢者など、全ての人を対象とした上越市版地域包括ケアシステムの深化に向け、誰もが安心して暮らせるよう、みんなで支え合う地域づくりを進めます。
- 複合的な課題を抱える世帯を支援するため、引き続き、相談窓口を設置するとともに、訪問による相談対応を実施します。
- 地域住民や関係機関と連携しながら、地域での見守り等を含めた重層的な支援体制の整備に取り組みます。

地域ケア推進会議、協議体会議、地域懇談会の関係図入れ込み

### 3 「基本目標 3」の達成に向けた基本施策

#### (1) 個人に寄り添った福祉サービスの提供

##### 現状・課題

##### 《現状》

- 障害の状態や介護が必要な状態など、個人の状況を的確に把握した上で、一人ひとりに寄り添いながら、最適な福祉サービスを提供しています。
- 介護が必要な高齢者等に対しては、一人ひとりの状態に応じ、自立支援や重症化予防に資する適切なサービスを提供するとともに、低所得者への支援などを行い、誰もが必要なサービスを利用しやすい環境整備に取り組んでいます。
- 妊婦健診や乳幼児健診などの母子保健事業の充実や、子ども医療費助成事業に取り組んできたほか、子どもの遊び場の確保等を目的として、平成 29 年に「オーレンプラザこどもセンター」を新たに設置するなど、子育て世帯に対する支援を充実させるため、取組を進めています。

##### 《課題》

- 今後も、「すこやかなまち」の実現に向け、第 6 次総合計画や健康福祉に関する個別計画等に基づき、事業を着実に実施し、個人に寄り添った福祉サービスを切れ目なく提供していく必要があります。



### 3 「基本目標 3」の達成に向けた基本施策

#### (1) 個人に寄り添った福祉サービスの提供

##### 現状・課題

##### 《現状》

- 「上越市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」に基づき、障害のある人一人ひとりの個性を尊重したサービスを提供しています。
- 相談支援専門員を対象とした研修会を実施し、支援の質の向上に取り組んでいます。
- 「上越市第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画」に基づき、医療・介護・福祉などの多様な職種の連携を軸とした包括的な支援サービスを提供しています。
- 母子ともに健康で安心した生活を送ることができるよう、「上越市健康増進計画」に基づき、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種などを通じて母子保健の充実に取り組んでいます。
- 「上越市子ども・子育て支援総合計画」に基づき、子ども医療費の助成や保育料の軽減など子育てに対する経済的な支援を行っています。
- すこやかなくらし包括支援センターにおいて、子育てに不安や負担感を抱える保護者の相談に対応しています。
- こどもセンター及び子育てひろばで、子どもの遊びの場や保護者同士の交流、ネットワークづくりの場を提供するとともに、子育て相談や各種講座を実施するなど、保護者の子育て不安感や孤立感の緩和と安心して子育てができる環境づくりを推進しています。

##### 《課題》

- 重度の障害のある人について、障害が重いことを理由にサービスの利用ができない場合があります。
- 福祉に関わる人材が不足しています。
- 高齢化が進む中で、要介護認定者数のピークと見込んでいる令和16年やピークアウト後も見据えた介護保険サービス基盤の整備が必要です。
- 乳幼児健診において、生活リズムの重要性について保健指導を行っていますが、SNS等の影響で生活リズムに乱れが生じている家庭も多く、継続した支援が必要です。

## 【取組の方向性・概要】

### ① 個性を尊重した障害者福祉サービスの提供

「上越市障害者福祉計画」に基づき、障害のある人一人ひとりの個性を尊重したサービスを提供します。

### ② 高齢者福祉サービスの提供

「上越市第7期介護保険事業計画・第8期高齢者福祉計画」に基づき、医療・介護・福祉などの多様な職種の連携を軸とした包括的な支援サービスを提供します。

### ③ 母子保健事業の充実

母子ともに健康で安心した生活を送ることができるよう、「上越市健康増進計画」に基づき、妊婦健診や乳幼児健診、予防接種などを通じて母子保健の充実に取り組みます。

### ④ 子育て世帯への支援

子育て世帯が仕事をしながら、安心して子育てすることができるよう、多様化するニーズに対応した保育サービスを提供するほか、子育てに対する負担や不安を和らげることを通じて、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援していきます。



## 【取組の方向性・概要】

### ① 個性を尊重した障害者福祉サービスの提供

- 障害のある人が障害の程度にかかわらず、希望するサービスが利用できる体制を整えていきます。
- サービスの質の向上に向け、障害福祉施設職員等を対象とした研修会を実施していきます。
- 福祉人材の確保に向けた取組を進めます。

### ② 高齢者福祉サービスの提供

- 要介護認定者数を考慮しながら、必要なサービス提供体制が維持できるよう計画的に進めていきます。
- 介護予防に資するケアプランの作成を推進するとともに、サービス提供の基盤となる介護人材の確保に取り組みます。

### ③ 母子保健事業の充実

- 妊娠期からの規則正しい生活習慣の確立に向け、健康教育や個別保健指導での支援を継続していきます。

### ④ 子育て世帯への支援

- 子育てに不安や負担感を抱える保護者が、必要な支援を受けられるよう、引き続き関係機関と連携した取組を進めます。
- 子育て世帯が仕事をしながら、安心して子育てができるよう、多様化するニーズに対応した保育サービスの提供を継続していきます。

## (2) 情報提供体制の充実と情報入手に係る支援

### 現状・課題

#### 《現状》

- 子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」の運営を通じて、子育て支援に関する情報を提供しているほか、登録者にはメルマガ配信サービスを行うことにより、タイムリーな情報の提供に努めています。
- 広報上越や市のホームページへの情報掲載、各種ガイドブックの配布などのほか、講演会などの機会を捉え、各種福祉サービスの情報提供を行っています。
- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行を受け、合理的配慮が必要な人に対して、市職員が適切に対応するために必要な事項をまとめた「職員対応要領」を策定しています。

#### 《課題》

- ソーシャルメディアの急速な普及などの市民生活の変化を踏まえ、市民が必要とする時に必要な福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、情報の受け手に考慮した情報提供体制を、臨機応変に検討していくことが必要です。
- 障害のある人などで、合理的な配慮が必要な人が必要な情報を容易に入手できるよう、引き続き支援していくことが重要です。



### 【取組の方向性・概要】

#### ① 福祉サービスに関する情報提供体制の充実

市民が必要とする時に必要な福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、引き続き広報上越や、市のホームページ、福祉サービスに係る各種ガイドブックなど様々な媒体を活用した情報提供体制の充実に努め、サービス利用の促進を図ります。

#### ② 情報の取得が困難な人への情報入手支援

障害などにより情報の取得が困難な人が、必要な情報を確実に入手するとともに、円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣や、音声化した広報上越の貸出しなどの援助を行うことで、社会生活の安定と福祉の増進を図ります。

#### ③ 「職員対応要領」に基づく適切な対応

窓口業務や会議、イベント等において、障害のある人に対する差別的な取扱いを行わないほか、障壁を除去するための合理的配慮の提供を行うなど、「職員対応要領」に基づき適切に対応します。

## (2) 情報提供体制の充実と情報入手に係る支援

### 現状・課題

#### 《現状》

- 手話言語や障害の特性等に応じた多様なコミュニケーション手段の利用を促進するため、令和3年4月1日に「手話言語及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」を制定しました。
- 広報上越や市のホームページ、市公式 LINE への情報掲載、各種ガイドブックの配布や福祉施設や子育て施設職員による情報提供などのほか、講演会などの機会を捉え、各種福祉サービスの情報提供を行っています。
- 障害などにより情報の取得が困難な人が、必要な情報を確実に入手するとともに、円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣や、テレビ会議システムによる手話通訳を活用した申請手続き、音声化した広報上越の貸出しや録音図書の貸出などの支援を行うことで、社会生活の安定と福祉の増進を図っています。
- 外国人市民に対応できるように、市役所の各窓口に翻訳機を配置しています。
- 障害者差別解消法に関する職員研修会を開催するなど、庁内各課で合理的配慮が実践されるよう周知啓発を行っています。

#### 《課題》

- コミュニケーションに困難を抱える人は、個々の特性に合わせ、多様な方法でコミュニケーションを行ったり、情報を入手していますが、こうした実態に対する市民の理解は十分とは言えない状況があります。
- 市役所のどの窓口においても合理的配慮が行われるよう、対応職員のスキル向上が必要です。

### 【取組の方向性・概要】

#### ① 福祉サービスに関する情報提供体制の充実

- 身体の状態や家庭環境が変化することで、必要とする情報が代わることから、状況にあったサービス情報がいつでも入手できるように、各種媒体を活用した情報提供を進めます。
- 各種媒体に掲載する情報について、随時更新し、常に最新の情報を入手できる体制を整えていきます。

#### ② コミュニケーションに困難を抱え情報の取得等が難しい人への支援

- 自分と異なる特性を持つ相手を理解し、配慮することの重要性について、市民啓発を行います。

#### ③ 職員対応要領に基づく適切な対応

- 職員対応要領に基づいた適切な対応ができるよう徹底します。

### (3) 安心して暮らせる環境の整備

#### 現状・課題

##### 《現状》

- 障害のある人や高齢者向けの住宅リフォームやグループホーム等の整備に対する補助などを通じて、誰もが安心して過ごせる居住空間や居場所づくりを進めています。
- 障害のある人を介護する人が、冠婚葬祭や病気等の理由で介護できなくなった時に、緊急に利用する施設として、「緊急短期入所」の受入れ体制を整えたほか、災害時において特に配慮を必要とする高齢者や障害のある人が避難する「福祉避難所」の指定など、緊急時に備えた取組を進めています。
- 上越地域医療センター病院では、施設の老朽化に伴い、改築を進めています。
- 市内の医療機関や保健・医療・福祉分野の関係団体と連携を図る中で、安定的な医療サービスの提供体制を整えるとともに、上越地域医療センター病院に地域最大規模のリハビリテーションセンターを設け、主に急性期を脱した患者を受け入れることにより、回復期・慢性期医療の中核的な役割を果たしています。
- 市内9か所に診療所を開設し、民間の医療機関の立地が困難な中山間地域における地域医療の確保と地域住民の健康維持・増進を図ってきたほか、市内の医療機関や保健・医療・福祉分野の関係団体と連携を図る中で、安定的な医療サービスの提供体制を整えています。

##### 《課題》

- 特別支援学校の卒業後や障害のある人の「親亡きあと」の住まいとなるグループホームのほか、重度の障害のある人に対応した福祉サービスを提供する事業所の整備等が求められています。
- 地域偏在による医師不足や市立診療所の医師の高齢化、医師不足に伴う市内病院の病床の部分休床の発生などの課題の解決に向け、救急医療を始めとした地域医療体制の維持に向けた医師の確保が必要です。
- 軽症患者が二次、三次救急医療を担う病院に集中することにより、救急医療体制に支障が生じることが懸念されるため、救急外来への適正受診の更なる啓発が課題となっています。



### (3) 安心して暮らせる環境の整備

#### 現状・課題

##### 《現状》

- 高齢者や障害のある人、事業者等で構成する人にやさしいまちづくり推進会議を設置し、人にやさしいまちづくりの推進に関する基本的事項及び重要事項の調査審議や意見を聞くなど、市民意見を施策に反映させています。
- 住み慣れた住居ですこやかに暮らしていくために、高齢者や障害のある方を対象に住宅リフォーム助成を行っています。
- 障害のある人を介護する人が、冠婚葬祭や病気等の理由で介護できなくなった時に、緊急に利用する施設として、「緊急短期入所」の受入れ体制を整えています。
- 災害時、自力での避難が困難な避難行動要支援者について、町内会を中心に個別避難計画を作成しています。
- 避難行動要支援者のうち、通常の避難所では避難が難しい方が避難するための場所として、市内 39 法人与「災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定」を締結し、98 施設を指定福祉避難所として指定しています。
- 社会福祉法人等と連携し、避難訓練の実施や受入体制の整備を行っています。
- 国民健康保険診療所を含む 8 つの診療所を運営するとともに、休日・夜間診療所を開設し、軽症患者に対する初期救急医療を提供しています。
- 上越医療センター病院が回復期・慢性期機能の中核としての役割を果たしています。

##### 《課題》

- 特別支援学校の卒業後や障害のある人の「親亡きあと」の住まいとなるグループホームのほか、重度の障害のある人に対応した福祉サービスを提供する事業所等を計画的に整備していく必要があります。
- 個別避難計画を定期的に見直し、災害時に備えておく必要があります。
- 収支改善を進め、建物・設備の老朽化が進む上越地域医療センター病院改築後の安定的な病院運営の見通しを立てる必要があります。
- 不足する医師や看護職員の確保に向けて、県や医療機関と連携し、継続して取り組んでいく必要があります。

## 【取組の方向性・概要】

### ① 地域における生活基盤づくり

平常時だけでなく、災害時などの緊急時においても、高齢者や障害のある人などが安心して過ごせるよう、引き続き、グループホームの整備や緊急時における受入れ体制づくり等を推進していきます。

### ② 地域医療体制の充実

上越地域医療センター病院の改築を契機として、市内の病院や診療所等との地域医療連携体制を一層充実するとともに、上越地域医療センター病院と市立診療所のネットワーク化を推進することにより、市民ニーズに応じた質の高い医療を提供できる状態を目指します。

また、人口減少や高齢化の進展の影響が大きい中山間地域においても身近で適切な医療が受けられるよう、機能的な医療体制を確立していくとともに、二次救急病院との連携を強化し、地域における救急医療体制の充実に努めます。

さらに、地域医療体制を維持するため、県や医療機関、医師会等と連携し、地域全体の医師確保に向けた取組を推進します。

## 【取組の方向性・概要】

### ① 地域における生活基盤づくり

- 誰もが安全・安心で快適に暮らせるよう、市民や事業者等とあらゆる障壁のないまちづくりを進めます。

### ② 災害時における避難行動要支援者の支援体制の整備

- 自主防災組織での個別避難計画に基づく避難訓練を推進します。
- 個別避難計画作成率 100%に向けた取組を進めます。
- いつ発生するかわからない災害に対応できるよう、社会福祉法人等と連携し、避難訓練の実施や受入体制の整備を継続して進めます。

### ③ 地域医療体制の充実

- 上越地域医療センター病院の建物・設備の老朽化と将来の医療需要に対応するため、上越地域医療構想調整会議における議論を踏まえた収支シミュレーションを行うほか、収支改善を進め、改築後の安定的な病院運営の見通しを立てた上で改築に取り組みます。
- 中山間地域における医療を確保するため、上越地域医療センター病院と市立診療所とのネットワーク化を図ります。
- 地域の医療提供体制を維持するため、県や医療機関との連携による医師確保に取り組むとともに、看護職員を目指して市内で学ぶ学生の確保や、市内の医療機関による看護職員確保を支援します。

## 6 地域包括支援センターにおける対応事例

上越市版地域包括ケアシステムの構築に向け、令和2年度から市内11の地域包括支援センターにおいて、これまでの高齢者からの相談に加え、「障害のある人、生活困窮や引きこもりの状態にある人」の相談にも対応する体制を整えました。

事例	概要・主な生活課題	相談内容	相談への対応と現在の状況
1	<p>○障害がある人に関する相談</p> <p>【概要】 統合失調症があるが病識が乏しく、医療が中断、地域でも心配されていた事例</p> <p>【主な生活課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・服薬拒否、医療中断</li> <li>・福祉サービス利用拒否</li> </ul>	<p>昼夜を問わず大声を出す、道路を蛇行しながら歩くなど奇行があり、医療機関や近隣等から相談</p>	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人との信頼関係づくりのため、地域包括支援センターで複数回の訪問を実施</li> <li>・支援者会議の開催など、支援ネットワークを構築</li> </ul> <p>【現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期受診、訪問看護につながり、服薬拒否も改善。</li> <li>・障害福祉サービスの利用にもつながっている。</li> </ul>
2	<p>○生活困窮に関する相談</p> <p>【概要】 年金収入はあるが、使い方の問題等で生活困窮していた事例</p> <p>【主な生活課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家賃や光熱水費の滞納</li> <li>・医療受診の中断</li> <li>・質屋貸付利用の常態化</li> </ul>	<p>医療機関の受診も出来ず、食料も購入できない状態であるとの生活困窮に関する相談</p>	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フードバンクによる食糧支援</li> <li>・セーフティネット事業の活用</li> <li>・生活相談・家計改善支援(滞納整理、家賃減免手続き等)</li> </ul> <p>【現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・滞納を分納にするなど、家計改善を進め、家計は安定。</li> <li>・生活に対する意識の変化が見られたため、生活困窮ケースとしての対応は終了。継続的な見守り支援を行っている。</li> </ul>
3	<p>○ひきこもりに関する相談</p> <p>【概要】 中学卒業後からひきこもるが、本人に困り感がなく、家族から相談につながった事例</p> <p>【主な生活課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校には進学せず、徐々に外出をしなくなる</li> </ul>	<p>ひきこもり状態の解消</p>	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な訪問や来所による家族面談を実施</li> <li>・家族それぞれの困り感が共有されるよう調整</li> </ul> <p>【現在の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人は支援者の介入を望まず</li> <li>・家族との面談を続け、本人と直接つながるタイミングを模索中</li> </ul>



## (6) 再犯防止の推進・・・新

## 現状・課題

## 《現状》

- 安全・安心な暮らしを実現するためには、犯罪や非行のない地域社会を築いていくことが不可欠です。我が国の刑法犯の認知件数は、減少傾向にありますが、検挙人員に占める再犯者の割合は上昇し続け、約半数に達しています。
- 本市においても、保護観察対象者の生活状況を把握した上で、立ち直りに必要な指導や家族関係、就学・就職支援に当たるほか、刑務所・少年院等から社会復帰を果たした際、スムーズに社会生活を営めるよう帰住先の環境の調整や相談を行う存在として保護司が数多く活動しています。さらに、過ちに陥った人たちの立ち直りを支援する民間ボランティア団体として、女性団体の更生保護女性会、青年団体としてBBS会、保護観察中の人を積極的に雇用する協力雇用主会が活動しています。

## 《課題》

- 再犯者の割合が上昇しているのは、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰が困難な状況にあるためであり、犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、こうした人たちが再び社会を構成する一員となることを支援していくことが求められています。
- 犯罪や非行をした人の中には、社会生活がうまくいかず生活困窮に陥り再犯に至る人もおり、対策が求められています。
- 犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることが自然にできる社会を目指し、市民への周知・啓発とともに、支援体制の構築が必要です。

**【取組の方向性・概要】****① 更生保護関係団体等との連携及び活動の支援**

- 更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主会などの活動を支援します。
- 刑事・司法関係機関と医療・福祉関係機関との緊密な連携により、必要な福祉支援へ結びつけることで安定した生活を実現し、再犯の防止へとつなげます。

**② 更生保護に関する取組の広報・啓発活動の推進**

- 更生保護に携わる団体、町内会、民生委員・児童委員、青少年の育成に携わる団体、警察、教育委員会等と連携し、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を目指し、「社会を明るくする運動（※1）」に取り組めます。
- 福祉事業所関係者等を対象とした地域生活定着支援センター（※2）の取組について知るための研修会への参加を促し、釈放後の行き場のない人等についての理解を深めていきます。

**※1 社会を明るくする運動**

- ・7月を強調月間として、すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動

**※2 地域生活定着支援センター**

- ・矯正施設に収容されている人のうち、高齢又は障害のため釈放後直ちに福祉サービスを受ける必要があるものの、釈放後の行き場のない人等の支援を行っている組織（県内1か所）

**【取組の方向性・概要】**

**① 民生委員・児童委員、主任児童委員への活動の支援や委員の充足等**

- 欠員地区の解消に向け、民生委員・児童委員の推薦者である町内会長と積極的に連携していきます。
- 民生委員・児童委員、主任児童委員が抱える課題や悩み事について、関係課や関係機関なども含め、支援にあたる体制を整えます。

**② 地域福祉活動における出番の創出**

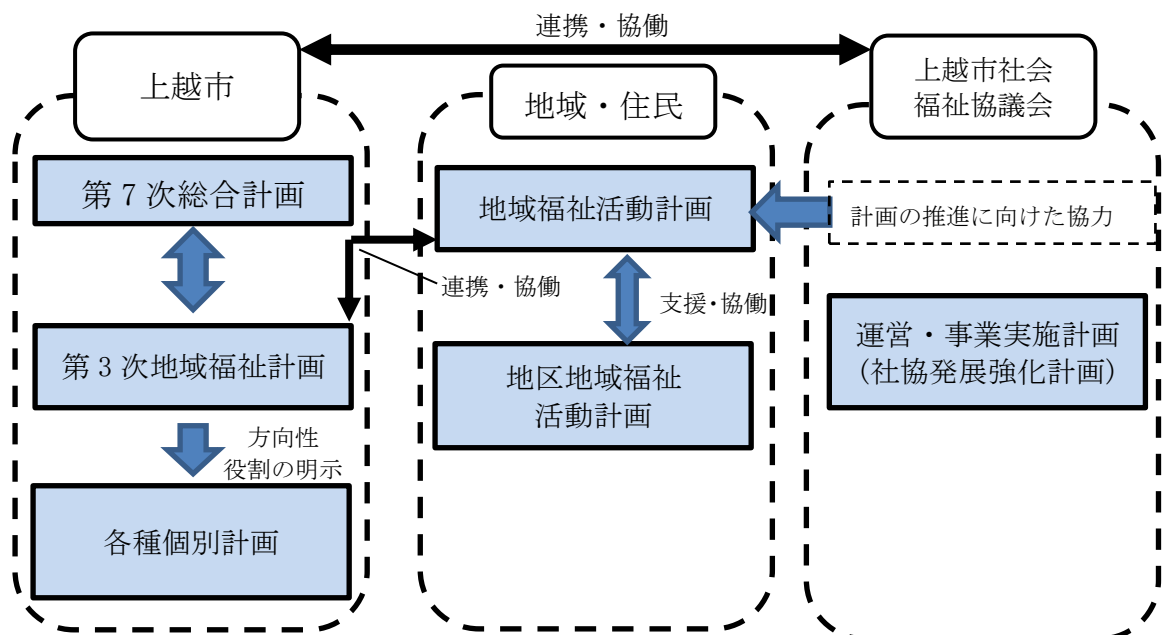
- 元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える体制づくりを進めます。
- 上越市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に基づき、地域ごとに作成される個別計画（地区地域福祉活動計画）について、全地区での作成が進むよう、社会福祉協議会を支援します。

**③ ボランティア・NPO等の活動支援**

- 市民活動やボランティアに関する情報の収集・発信・コーディネートなどを通して、参加する人の裾野を広げるとともに、様々な市民活動の促進を図ります。

**【地区地域福祉活動計画について】**

- 上越市社会福祉協議会では、「地域福祉活動計画」を基に、地域自治区を基本的な範囲として「地区地域福祉活動計画」の策定を進めています。
- 地区地域福祉活動計画は、地域の課題や状況を踏まえ、各地域が課題などの解決に向け、独自の取組みを考え、計画的に実践していくための計画です。



**【取組の方向性・概要】**

**① 地域における支え合い体制の充実**

- 地域包括支援センターによる地域ケア推進会議や地域支え合い事業を実施する住民組織等による協議体会議、社会福祉協議会による地域懇談会など、会議のメンバーやテーマが重なる部分を整理し、会議間の連携を強化することで、より実効性のある会議とします。
- 地域活動を進めていくためのリーダー養成を継続して実施します。

**② 上越市版地域包括ケアシステムの深化**

- 子どもや障害のある人、高齢者など、全ての人を対象とした上越市版地域包括ケアシステムの深化に向け、誰もが安心して暮らせるよう、みんなで支え合う地域づくりを進めます。
- 複合的な課題を抱える世帯を支援するため、引き続き、相談窓口を設置するとともに訪問による相談対応を実施します。
- 地域住民や関係機関と連携しながら、地域での見守り等を含めた重層的な支援体制の整備に取り組みます。

**【①地域における支え合い体制の充実 主な会議の概要】**

